

2. 開発援助分野における援助機関の NGO 支援

各国政府・機関の NGO 支援方法は、NGO が主体的に実施する事業の費用を原則として部分的に支援する「助成金型」、および、実施パートナーとして事業計画・実施や費用負担等により主体的に関与する「包括合意型」の 2 種類に分けられる。助成金型として以下の方式がある。

- ・ 小規模無償¹
- ・ 共同出資²、共同資金供給スキーム³。共同出資とは、政府からの資金拠出を受け、案件の全体額に占める一定率の金額を申請団体自ら用意する仕組みのことである。これにより、独立性が失われることなく事業を遂行することができる。

また包括合意型として以下の方式がある。

- ・ パートナーシップ合意、枠組み合意
- ・ 事業委託合意、事業協力合意、組織的サービス合意、戦略的資金供給合意

欧州などでは前者が主流であるのに対し、米英では大規模 NGO に対する集中的な支援を行うためか、後者が主流になりつつある。これら 2 つの形態では、その目的が異なるため、支援対象経費に関する考え方も支援率も異なる。

NGO から援助機関への資金申請は、細部は異なるものの、大部分は共通している。しかし、ドナーのほとんど、とりわけ国際機関では、在外事務所の権限が大きくなっており、プロジェクトに関する交渉・手続きがすべて在外事務所によって行われていることは特筆すべきである。

援助国政府・援助機関と NGO との関係において、通常、NGO 連合体と呼ばれる組織が重要な役割を果たしている。NGO 連合体は、小規模 NGO からの意見集約、もしくは NGO 同士が意見を交換する場としての機能するのが一般的だが、NGO 連合体がメンバー NGO の申請書類を取りまとめたり、協議の上で書類を修正するなどの支援を行うケースもある⁴。

ここでは開発援助分野での各援助国・援助機関による NGO 支援の方法を順次説明する。特に、NGO からの申請方法、それに対する援助機関側の手続き内容のほか、援助機関と NGO 連合体の関係を説明する。

¹ Small grants

² 援助機関によって単語は co-funding, joint funding, co-financing, matching grant, matching fund であるが、同義で使われている。

³ DFID の表現は Joint Funding Scheme、JFS

⁴ ドイツ、スウェーデンなど。

2-1 米国

(1) ODA に占める NGO 支援額の割合

2002 年度のUSAIDの支出額合計は、5 億 920 万ドル⁵であり、このうちPVO向けの拠出額は 18 億 7569 万ドルで、全体の 37%を占める。自国NGOに対する支援額は 18 億 3178 万ドルで、国際PVOに対する支援額は 4390 万ドル⁶である。

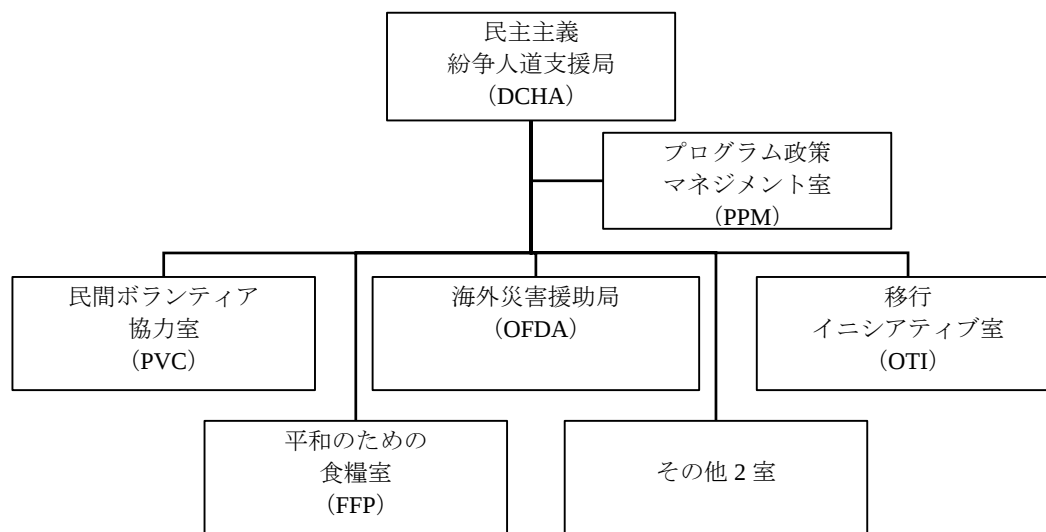
(2) 援助機関における NGO 支援の組織体制

米国で、NGO 支援を担当しているのは、米国国際開発庁(U.S. Agency for International Development、USAID) の民主主義紛争人道支援局 (Bureau for Democracy, Conflict, and Humanitarian Assistance、DCHA) 内にある、民間ボランティア協力室 (Office of Private Voluntary Cooperation、PVC) である。DCHA 内には、このほかに緊急援助を担当する海外災害援助局 (Office of U.S. Foreign Disaster Assistance、OFDA)、緊急事態発生後から開発までの移行期間を担当する移行イニシアティブ室 (Office of Transition Initiatives、OTI)、平和のための食糧室 (Office of Food for Peace、FFP)、海外学校病院室 (Office of American Schools and Hospitals Abroad、ASHA)、プログラム政策マネジメント室 (Office of Program, Policy, and Management、PPM) がある (図 2-1 参照)。PVC のほかに NGO 支援を行うのは、OFDA および OTI である (OFDA・OTI については 3 章 3-1 を参照)。

⁵ 内部資料による。

⁶ USAID “Report of Voluntary agencies” 2004

図 2-1 USAID/DCHA 組織図



出典：USAID ホームページより作成

PVO に対する支援方針は、A Resource Guide for Private Voluntary Organizations にまとめられている。自国 PVO に対する支援方針は特に記載されていない。

USAIDはPVOが重要なパートナーであるとの意識を強く持っており⁷、特に 1970 年代にはPVCはPVOの能力向上のため政策的に支援を行い、PVOとローカルNGOの連携支援や、PVOの能力強化を手掛けていた。しかし、2002 年に発表された「民間ボランティア団体のための戦略的枠組 2003-07 (A Strategic Framework for the Office of Private and Voluntary Cooperation FY 2003-07)」でも明らかなように、PVCの力点は個別のPVO強化からNGOセクター全体の強化に転換されつつある。

(3) NGO 支援スキーム

PVC が取り扱っているスキームは多数あるが、特に NGO の支援を目的としているものは、マッチング・グラント (Matching Grant)、NGO セクター強化プログラム (NGO Sector Strengthening Program)、有能パートナー (Capable Partner)、海上運賃返済 (Ocean Freight Reimbursement) である。

マッチング・グラントは、2002 年から新規受付を行っておらず、2007 年には廃止される予定である。マッチング・グラントでは、以下の 4 つが目標として掲げられている。

⁷ USAID “A resource Guide for Private Voluntary Organizations” p 5

- ・ 持続性と成果の増加
- ・ 米国 PVO の計画システム、管理システム、技術能力への支援
- ・ 米国 PVO とのパートナーシップ契約による現地 NGO、政府機関、草の根組織の人材育成
- ・ 開発援助における米国民間資金の増加

2003 年に始まった NGO セクター強化プログラムは、マッチング・グラントを引き継ぐスキームであり、ローカル NGO のネットワークや中間組織⁸(Intermediate service organization、ISO)を効率的かつ効果的に支援することを目的としている。このプログラムで期待されている成果は以下の通り。

- ・ NGO・ネットワーク団体・中間組織の、事務面・技術面・財務面およびアドボカシー面での能力の強化
- ・ ベスト・プラクティスと教訓の広範囲かつ効率的な普及
- ・ NGO、ネットワーク団体、中間組織によるサービスの改善
- ・ 異なる状況においても効率的に機能するモデルの開発
- ・ 応用の効く政策と提言
- ・ 内戦後の復興のための能力向上

NGO セクター強化プログラムは、プロジェクト・ベースでの支援スキームであり、最も一般的に利用されている。このスキームでは、米国 PVC と国際 PVC が支援対象となっており、他の援助機関とのマッチング・ファンドは可能である。

PVC のスキームとして、小規模 NGO への集中的支援を目的としたものは特にないが、一般的に中小規模の PVO はこの NGO セクター強化プログラムを利用している。

有能パートナーは、2003 年に始まったプログラムであり、主にローカル NGO のキャパシティ・ビルディングを目的としている。

有力パートナーの目的は、具体的には以下のように定められている。

- ・ 現地組織、NGO、ネットワーク、中間組織の組織強化
- ・ NGO とローカル組織の活動環境向上のための政策・規制の改善
- ・ 教育プログラム支援

USAID は、1970 年代に政策的に設立された団体である Pact を通じて組織強化支援を行っていたが、現在は行っていない。Pact は現在、一般の PVO として主にローカル NGO の組織強化活動を行っている。

海上運賃返済は PVC が行っている支援プログラムの中で最も古いプログラムであ

⁸ 中間組織は、NGO をサポートすることを目的としている団体を示す。具体的な活動内容としては、NGO の人的・組織面でのキャパシティ・ビルディングを行うこと、情報や知的資源の提供などが挙げられる。

り、開発のための民間援助と人道援助プログラムを支援するため、外国に人道物資と機材を運送する際の海上運賃を支援するものである。

(4) ネットワーク団体

ネットワーク NGO への集中的支援は特に行われていない。上述のとおり、過去には政策的に作られた団体である **Pact** を通じ、**USAID** は米国 **PVO** の組織強化を行っていたが、現在は行われていない。米国の有力なネットワーク団体の 1 つである **InterAction** も政策提言を主に行う団体であり、**USAID** からの集中的支援を受けているわけではない。

InterAction は 1984 年に米国で設立された国際協力および人道援助活動を行う NGO の最大規模のネットワーク団体で、**NGO160** 団体が所属している。**InterAction** は、メンバー **PVO** に情報を交換する場を提供し、かつその意見を集約した政策提言を積極的におこなっている。その発言権は大きく、**InterAction** はロビー団体としての側面を持つと考えられる。

(5) NGO 支援に関する諸手続き

1) 登録・公示・審査・契約

a) 登録

NGO が **USAID** からの資金支援を受けるためには、**USAID** に登録する必要がある。しかし、協同組合 (**Cooperative**) が資金援助を受ける際には、登録が義務付けられておらず、全ての組合が登録しているわけではない。登録を行っているのは **PVO**・協同組合のほか、組合 (**Union**)、協会 (**Association**)、研究機関など。

登録の条件は、米国の **PVO** と国際 **PVO** で若干異なる。米国 **PVO** の場合の条件は以下のとおり⁹。

- ・ 米国の法律に基づく民間非政府組織であり、米国内に活動の拠点を有しており、大学・短大もしくはそれに準ずる教育機関、民間財団、研究・科学活動専門機関、教会および宗教団体のいずれにも該当しないこと。
- ・ 米国の民間から資金提供を受けていること。
- ・ 非営利組織であり、国税収入局規約の条項 501(c)(3)、条項 509(a)(2)（但し、

⁹ Conditions of Registration for US PVOs,
http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/private_voluntary_cooperation/cond_reg.html

私設財団を除く）、条項 501(c)(4)、条項 501(c)(5)、条項 501(c)(6)のいずれかの条項に該当し免税となっていること。

- ・ スタッフおよび一般市民の善意により運営されているボランティア団体であること。現在もしくは将来にわたり、ボランティア事業もしくは海外の開発援助活動に従事し、そのような活動が団体の定款と一致しており、また対外援助法および P.L. 480 に合致していること。
- ・ 一般会計原則に基づく会計を行っており、外部監査の行われた財務諸表により健全な経営が証明されていること。次年度の年間予算計画を策定していること。
- ・ 年一回以上の理事会が開催されており、有給の役員もしくはスタッフが決議の際、半数以上を占めないこと。
- ・ 団体の目的に沿った資金の割り当てをし、必要以上の経費を対外的な広告活動、国内外の運営管理、資金調達のために使用しないこと。
- ・ 財務状況が一般に公開されていること。
- ・ 以下のいずれかにも該当しないこと。
 - 米国政府の差し止めを受けている。
 - 「移住および国籍法のセクション第 219 条」に準ずる外国テロ組織に指定されている。
 - PVO 登録もしくは USAID と団体の財政上の関係が、米国の国防、国家安全、外交政策の利益に反すると国務省により判断されている。

外国のPVOの場合、登録条件は以下のとおり¹⁰。

- ・ 所在国の法律に基づき認可された法人組織で、民間資本より財政援助を受けていること。
- ・ 非営利目的で活動しており、所在および活動国の法律により免税されていること。
- ・ ボランティア団体であること。
- ・ 対外援助法もしくは P.L.480 の目的に合致する、慈善ボランティアもしくは開発援助活動に従事する非宗教の団体であり、USAID に提出する願書および付属書類に活動が明記されていること。
- ・ 年次財務諸表および USAID の援助がなくても活動を継続できるだけの資金源が確保されている旨を記した書類が準備されていること。
- ・ 信頼できる理事会（有効な政策および運営の実権を有し、無報酬の役員により年に一度以上の理事会が開催されている）が機能し、統治されていること。

¹⁰ Conditions of Registration for non- US PVOs

http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/private_voluntary_cooperation/ipvo_regconditions.html

決議においては、有給の役員が半数以上を占めることはできない。

- ・ 団体の優先事項およびプログラムのもとで、倫理基準に則って資金を使用し、必要以上の経費を広報活動、資金調達、運営管理のために使用していないこと。資金調達および運営管理費が支出全体の 40%を超えている場合には、不当であるとみなされる。
- ・ 以下のいずれにも該当しないこと。
 - 米国政府の差し止めを受けている。
 - 「移住および国籍法のセクション第 219 条」に準ずる外国テロ組織に指定されている。
 - 登録もしくは USAID と団体の財政上の関係が、米国の国防、国家安全、外交政策の利益に反すると国務省により判断されている。

b) 公示

案件は申込要請 (Request for Applications、RFA) もしくは年間プログラム書 (Annual Program Statement、APS) により公募され、APSのほうがより一般的。RFAでは条件や活動を詳細に定めているのに対し、APSはPVO側から活動内容を提案することになっており、審査の際の配点も活動内容の部分の比重が重くなっている¹¹。

RFA・APSとも米国連邦政府の調達専用のホームページであるFedBizOpps¹²で適宜公示される。PVOは、公示後 30 日以内にプロポーザルを提出する必要がある¹³。プロポーザルの評価基準は、技術内容とコスト効果性・コストの実現性など。

公示は不定期に行われており、いずれも USAID のホームページ上で公開される。プロポーザル提出の際には、過去 3 年間の類似案件リストとリファレンス情報の提出が義務づけられる。

例外として 5 万ドル以下、1 年未満の案件については競争入札の免除が可能である。

これらとは別に、自発的協力申請 (Unsolicited Assistance Applications) と言われる提案型のプロジェクトも申請可能である。プロジェクトの内容は、全て PVO 側の提案によるものであるため、PVO はコンセプト・ノートをプロポーザルの前に提出する必要がある。PVO は、コンセプト・ノートを USAID 本部もしくはは

¹¹ 一例では、100 点のうち 40 点が活動内容に配点されている。

¹² <http://www.fedbizopps.gov/>

¹³ Functional Series 300: Acquisition and Assistance. ADS Chapter 303- Grants and Cooperative Agreements to Non-Governmental Organizations 参照。

現地事務所に提出する。USAID は、提出を受けてから 60 日以内に、USAID がプロジェクト案に対して関心を持っているかどうかを応募者に通知する。関心を持ったものについてはより詳細なプロポーザルの提出を求める。

c) 審査

まず関心表明にあたるコンセプト・ノートの審査が行われる。在外事務所が一時審査を行い、技術プロポーザル、財務面、過去の経験などを確認される。その後、技術内容とコストの効果性、コストの現実性により評価が行われる。また、ジェンダー面にも配慮している必要がある。

プロポーザルには過去 3 年間に実施した類似案件のリストとリファレンス情報の提出が義務であり、評価の対象となる。プロポーザルは、適当な数が集まることが必要で、2 名以上の審査員チームによって行なわれる。OFDA による緊急援助の場合には時間の制限があるため、1 件の応募でも審査を行なうことができる。

審査は、戦略目的チーム (Strategic Objective Team) により行われる。戦略目的チームには、契約官と行動マネージャー (Activity Manager) が入り、場合によっては USAID 内の専門家が入る。また、第三者 (あるいは政府) が関与する場合もあるが、戦略目的チームの半数以上は必ず USAID の職員でなければならない。

d) 契約

USAID 内では、契約官が契約行為を行う。現地事務所にも契約官はおり、独自に契約行為を行うことができる¹⁴。

USAID が PVO に対して資金援助を行う場合の契約方法としては、無償資金契約 (Grant) もしくは協力同意書 (Cooperative Agreement、CA) がある。無償資金契約を用いる場合には、USAID はそれほど関与しない。協力同意書を用いる場合には、実施方法などの面で USAID の関与が大きく、PVO の活動は USAID が作る TOR に沿って綿密にコントロールされる。

¹⁴ ADS303.3 参照。

2) 支払い

a) 支援対象経費

プロジェクト費用に占める間接費割合は、NGO 側から提出される間接比率 (Negotiated Indirect Cost Rates) をもとに決定され、プロジェクト経費総額の間接費割合分が PVO 側の負担となる。間接費率は過去の実績に基づき PVO と USAID の間でレートが交渉され、決定される。聞き取り調査によると、このレートの平均は 25%程度とのこと。プロジェクト経費総額の中には、間接費も含まれる。

支援対象経費とならないものとしては、軍事関連機材、監視機材、警察などの法律の執行組織に対する資材やサービス、中絶のための機材・医療行為、贅沢品とギャンブル機材、天候改変機材があげられる。米国政府の買い付け先として禁止されている先から物品購入やサービスの提供を受けることは禁止されている。

制限付きの品目としては、農産品、車両、医薬品、農薬、中古品、米国政府の過剰在庫品、肥料が含まれている¹⁵。これらは米国の製品であること、プロポーザルに必要性が記載されていることを条件に、契約担当官に問い合わせた上で購入することができる。

機材購入先の優先順位が定められており、①米国、②協力国 (USAID 地理コード 941)¹⁶、③特別自由主義国 (USAID 地理コード 899)¹⁷の順番になっている。

飛行機の利用については Fly America Act (49 U.S.C) に基づいて、可能な限り米国の航空会社を使うことが義務づけられている。

b) 機材購入にかかわるその他条件等

実施中に作成した文書やビデオなどの成果品には、USAID の支援で作成したことを明記するとともに USAID のロゴを入れることが条件となる。

プロジェクト実施中に購入した物品は基本的に被援助国政府ないしは被援助国が指定した機関の名義となり、プロジェクト終了と共に相手側に使用権も移譲される。

固定資産は基本的にはレンタルにすることになっているが、購入も可能である。購入した場合には、プロジェクトのために使用すること、抵当に入れないこと、

¹⁵ Major Functional Series 300: Acquisition and Assistance, ADS Chapter 312- Eligibility of Commodities, p 6

¹⁶ 日本もこれに含まれる。

を条件として、受注者（NGO）が所有権を持つことができる。固定資産を処分する場合には、まず契約官に連絡を取り、指示を受けることになる。指示は、以下のうちからどれかになる¹⁷。

- ・ 米国政府に固定資産の市場価格を支払い、所有権を得る。
- ・ USAID の指示を受けた上で固定資産を売却し、売却代金を米国政府に返金する。
- ・ 固定資産の所有者名義を、米国政府の名義または指定された第三者の名義に変更する。

c) 支払方法

申請から契約（送金）までに要する時間はケースにより異なるとのことで、はっきりした情報は得られていない。

資金支払いは前払い及び清算払いが可能。前払いを受けるためには、以下を満たしている必要がある。

- ・ 受け手が資金の送金から実行までの経過時間を最小限にできること。
- ・ 資金管理と会計責任の基準を満たす財務管理システムをもっていること

前払いの方法としては、信用状（Letter of Credit）による支払い、小切手による支払い、電信送金がそれぞれ可能。

前払いの基準を満たさない場合には、清算払いにすることが望ましい。清算払いの場合、請求書を受け取ってから 30 日以内に資金が支払われる。電信送金による支払いでない場合、1 ヶ月に 1 回請求できる。

前払いの基準を満たしていないが、受け手の運転資金不足のために USAID が清算払いは不相当と認めた場合には、USAID の契約官は運転資金分を前払いすることができる。USAID は受け手の当初期間の資金ニーズに合わせて、通常 30 日程度分の運転資金を前払いする。その後、実際の資金利用にあわせて清算を行う。

プロポーザルがほぼ間違いなく承認される場合には決済前承認（Pre-Award Letter、 PAL）が USAID の担当スタッフから与えられる場合もあり、この際契約前に行った活動のための支出分に対しても補助が受けられる。ただし、契約が成立しなかった場合には、契約前の出費は補助されない。

¹⁷ 外交方針で規制されている国（キューバ、イラン、シリア、北朝鮮など）を除いたその他の国が含まれる。

¹⁸ Title 22 Foreign Relations, Chapter II Agency for International Development, Part 266 Administration of Assistance Awards to US Non-governmental Organizations, 971p

3) モニタリング

USAID による PVO のモニタリングは年次報告書により行われる。会計監査報告書は、出来上がってから 30 日後、ないしは会計監査期間終了後の 9 ヶ月後までに提出する必要がある。1 年以内に米国政府から 3 万ドル以上の案件を受注した NGO は、監査を受けることが義務付けられている。

NGO による不正が発覚した場合の措置・根拠・未然防止措置は特に定められていない。

(6) その他

1) NGO を通じた啓蒙・教育

NGO を通じた啓蒙・教育は積極的に行われており、World Learning はこの代表的団体である。

2) NGO の安全面管理

安全面については、PVO は最新の国務省旅行勧告を入手するよう勧められる。聞き取り調査によれば、PVO が依頼をすれば、危険度が大きくなった場合には PVO は軍の保護を受けることができる¹⁹。

NGO は、まず最新の国務省旅行勧告を入手するよう勧められる。安全の危惧が感じられる場所に長期滞在する場合には大使館に在留の届出を行なうよう求められる。

3) NGO と政府の定期協議

NGO と政府の正式な定期協議の場としては、ボランティア海外支援諮問委員会 (US Advisory Committee on Voluntary Foreign Aid、ACVFA) が設置されており、USAID の PVC が事務局を務めている。ボランティア海外支援諮問委員会は、法律 (Federal Advisory Committee Act) に基づき作られた委員会で、国際開発に造詣の深い民間人 24 人²⁰が 3 年間の任期で委員に選定される。この諮問委員会は、民間と USAID の正式な協議の場として 1946 年に設置されたもので、年に 3 回会合が行

¹⁹ 聞き取り調査では、軍の保護を受けられないとの情報もあった。

²⁰ 大学関係者、民間企業、PVO 関係者などが含まれる。

われる。委員には、Save the Children、World LearningなどPVOや、ネットワーク団体InterActionの代表が含まれている²¹。

²¹ http://www.usaid.gov/about_usaid/acvfa/acvfamem.html

2-2 カナダ

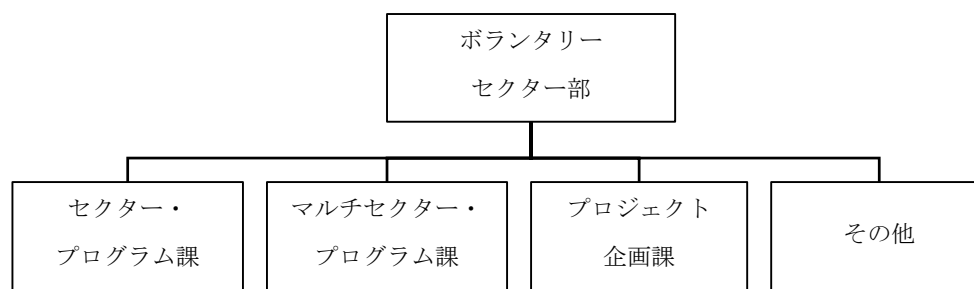
(1) ODA に占める NGO 支援額の割合

カナダの 2001 年度ODA総額 19 億 3190 万ドル (29 億 9070 万カナダドル) のうち、カナダの大学、民間団体、NGOを含む市民社会組織への拠出実績は 1 億 4400 万ドル (2 億 2300 万カナダドル) ²²である。

(2) 援助機関における NGO 支援の組織体制

開発援助分野における NGO 支援担当部は、カナダパートナーシップ局 (Canadian Partnership Branch、CPB) のボランティアセクター部 (Voluntary Sector Division) である。ボランティアセクター部は 3 課体制をとっており、2003 年末の組織図によれば、セクター・プログラム課 (Sectoral Programs Unit) とマルチセクター・プログラム課 (Multi-sector Program) がプログラム助成を担当しており、プロジェクト企画課(The Projects and Innovation Unit)が、プログラム助成とは異なる NGO プロジェクト資金 (NGO Project Facility、NPF) を担当している。

図 2-2 CIDA ボランティアセクター局組織図



出典：CIDA ホームページより作成

http://www.acdi-cida.gc.ca/cida_ind.nsf/vall/80C7F362AB1C1EEE85256D71006669CA?OpenDocument

セクター・プログラム課は、農業・保健・教育・ガバナンスなど特定のセクターに特化したプログラムを担当しており、同課のプログラムパートナーとして契約している国内 NGO は、2003 年 10 月現在 48 団体となっている。

²² CIDA “Statistical Report on ODA, 2001-2002” p.1 and Table G Assistance Disbursements to Non-Governmental Organizations (NGOs), International NGOs (INGOs), and Non-Governmental Institutions (NGIs) p.17-25
[http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/stats/\\$file/STATrep02.pdf](http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/stats/$file/STATrep02.pdf)

これに対し、マルチセクター・プログラム課は、2つ以上のセクターに関わる国内 NGO²³を主なパートナーとして、2003 年 10 月現在 32 件のプログラム助成を行っている²⁴。マルチセクター・プログラム課の支援を受けている NGO には、開発に対して計画的 (programatic) なアプローチをとる国際 NGO、もしくは国際ネットワークに属するものが多い。

プロジェクト企画課は、カナダの NGO によって実施される短期間のプロジェクトを支援の対象とし、そのための制度として、NGO プロジェクト資金 (NGO Project Facility、NPF)、環境と持続可能な開発プログラム (Environment and Sustainable Development Program、ESPD)、カナダ気候変動開発基金 (Canada Climate Change Development Fund、CCCCDF) を運営している。

1997/98 年度の CPB 支出額 1 億 9000 万ドルのうち、NGO への拠出実績は 730 万ドルである。そのうち半分弱がカナダの NGO へ、残りが国際 NGO へ拠出されている。拠出額²⁵、拠出団体とも減少傾向にある。

(3) NGO 支援スキーム

CIDA による NGO 支援スキームは大きく分けて、対応型プログラム (responsive program) と呼ばれるプロジェクト・ベースの支援方法と、非対応型プログラム (non-responsive program) と呼ばれる資金使途を限定せず NGO 側の要望に対応した支援の 2 つがある。

対応型と言われるプロジェクト・ベースのスキームとしては、カナダの中小 NGO を対象とした NGO プロジェクト資金 (NGO Project Facility、NPF) がある。担当部署は、パートナーシップ局内 5 部²⁶のうちのボランタリー部プロジェクト企画課である。NPF のガイドラインとしては、2001 年 8 月発行の NGO プロジェクト資金ガイド (Guide to the NGO Project Facility、以下「ガイド」) がある。NPF は、カナダ NGO が途上国で実施する開発事業のうち、CIDA の優先分野と合致する事業に対して供与される。このような資金を供与する理由は①カナダ NGO によって実施されるプロジェクトが、

²³ 聞き取り調査によると、国際 NGO は CPB の知識、政策、計画部 (Knowledge, Policy and Planning) の知的パートナー課 (Knowledge Partner Unit) が支援している。

²⁴ パートナーリストについては、下記参照。

http://www.acdi-cida.gc.ca/cida_ind.nsf/eff12ba4cbb097c1852566ce00644c8a/b845877034866fd185256d74004ee9c9?OpenDocument

²⁵ OECD/DAC Development Cooperation 2001 Report によれば、ODA 総額に対する NGO 協力実績の割合は 2000 年に 9.7%であった。

²⁶ 他に企業を対象とする工業協力部 (Industrial Cooperation Division)、大学や組合を対象とする組織協力部 (Institutional Cooperation Division)、インターンシップなどボランティア派遣をする団体を対象とした若手行動部 (Youth Action Division)、政策戦略事業部 (Policy, Strategic Planning and Operations Division) がある。

途上国カウンターパートの能力強化および貧困削減活動の支援につながる²⁷、②事業そのものが持続的な開発とジェンダー格差の是正に貢献する、③国際開発への国民参加を促すためである。資金供与の申請資格を有する団体は、海外での開発活動に2年以上の経験を持つカナダの非営利・非政府組織である。さらに、事業費（カナダ国内の管理費、広報を含む）の少なくとも3分の1を自己資金で賄えることが条件となっている。NPFからの資金供与は、1事業につき年間で5万～35万カナダドルとされている。

この他、NPFの特徴としては、以下の点が挙げられる。

- ・ NGOのカナダ本部管理費の3分の1以上がNGOの自己資金によって負担されるのであれば、CIDAが残りの3分の2を補助できる。
- ・ NGOの年間予算が10万カナダドル以下の団体は、当該事業において自己資金の25%を上限に金銭以外の現物（労働力、スタッフの自主寄付など）を収入として計上できる。
- ・ CIDAからNGOへの資金拠出は、NGOが作成し提出する現金流出入予測²⁸に基づく。

ボランティアセクター部プロジェクト企画課は、NPFの他に環境と持続可能な開発プログラム（The Environment and Sustainable Development Program、ESPD）²⁹を管理している。このプログラムは、カナダNGOが途上国のNGOをはじめとする組織と連携し、環境保全に焦点を合わせた持続可能な開発事業の実施を支援するものである。ESPDに申請できるNGOは、CPBから資金を得ていない、非営利ベースで、自立的な運営体制と選挙で選出された理事会かそれに代わる執行機関を有する、カナダの組織である（メンバー、ボランティア）、財政面の安定を証明できる、最近2年間の監査済み財務諸表を提出できる、自己資金の存在と事業費負担の能力を証明できることが求められている³⁰。

CPBは、非対応型プログラムによりNGOに資金提供を行っている。この代表例として、同局内のセクター・プログラム課とマルチセクター・プログラム課が担当するNGOプログラム助成があり、NGO支援スキームとして主流になりつつある。これは、海外での開発活動に2年以上の経験を有し、さらに事業費の少なくとも3分の1を自

²⁷ CIDA “Guide to the NGO Project Facility” 2001, p2. Mandate

²⁸ Cash flow projection

²⁹ 1992年にリオデジャネイロで開催された地球サミット後に設立された。ESPDは環境によい開発（environmentally sound）を促進し、ローカル・リージョナル・グローバルな環境問題に対する意識を啓発することを目標としている。出典：ESDPのホームページより
http://www.acdi-cida.gc.ca/cida_ind.nsf/b2a637b3ebb3f4e68525677e0071f3e1/b5233e86d068fcc685256d780050fc42?OpenDocument

³⁰ CIDA “Administrative Eligibility Criteria for Stand-Alone Public Engagement Projects” 2000
[http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/MPOpdf2/\\$file/NPF_Admin_Eligibility_Criteria.pdf](http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/MPOpdf2/$file/NPF_Admin_Eligibility_Criteria.pdf)

己資金で賄えるなど、実績のあるNGO³¹が実施するプログラムを対象となっている。申請時点では、向こう3年から5年のプログラムの概要として、目的、期待される成果、活動対象地域・対象者、実施方法、予算を提示するだけで詳細は求められない³²。これは柔軟性の確保と、行政コストの削減のためである。NGOは活動計画と活動報告を毎年提出し、半年ごとに会計報告を提出する。NGOは、CIDA補助金と自己資金の比率を3対1とする補助（マッチング・ファンド）を受けることができる。

しかし、NGOプログラム助成は、伝統のある大規模なNGOを優遇し、結果として一部の大型NGOのCIDA依存を高めてしまったとの批判もある。本来、CIDA側の管理コストが低く押さえられるはずのプログラム助成であるが、パートナー団体³³によって補助率が異なる³⁴ために、かえって事務作業の負担が増えているという現状もあるようであり、このような形の提携を減らすことも検討されている。

(4) ネットワーク団体

国際協力NGOのネットワーク団体として、カナダ国際協力協議会（Canadian Council for International Cooperation、CCIC）がある。CCICは調査研究をもとにアドボカシー活動を行う一方で、NGOダイレクトリーを作成している。2003年度版のNGOダイレクトリーにはカナダNGOが95団体掲載されている。

(5) NGO支援に関する諸手続き

1) 申請・審査

NGOプロジェクト資金の申請はCIDA職員と、国際協力大臣によって任命された外部者から構成されるNGOプロジェクト資金アドバイザリー委員会（NPF Advisory Committee）によって一次審査され³⁵、その結果はプロジェクト企画課に提出される。申請はさらに在外公館やCIDAの二国間プログラム局へ照会される。CIDAのセクター専門家や他の技術専門家のコメントを求めることもある³⁶。申請期日はアドバイザ

³¹ パートナリスト マルチセクター・プログラム課のパートナー
http://www.acdi-cida.gc.ca/cida_ind.nsf/b2a637b3ebb3f4e68525677e0071f3e1/f9bccf73f9e3533d85256d7400502978?OpenDocument

セクター・プログラム課のパートナー
http://www.acdi-cida.gc.ca/cida_ind.nsf/eff12ba4cbb097c1852566ce00644c8a/b845877034866fd185256d74004ee9c9?OpenDocument

³² 『カナダのNGO』 p.114

³³ NGOのほか、大学や民間企業も含まれる。

³⁴ パートナー局長への聞き取り調査による。

³⁵ CIDA “Guide to the NGO Project Facility” 2001, p.4

³⁶ 同上

リー委員会が開催される日程³⁷によって変更される³⁸。

申請には、プロジェクト概要、方針・方法などの説明、CPB のプログラム・プロジェクト計画表 (Program-Project Planning form)、予算ワークシート、そして必要に応じて環境評価が求められる³⁹。

一連のプロセスには約 8～12 週間かかり、NGO による申請の採択が決定した時点で、NGO と CIDA が合意書 (contribution agreement) を交わす。

申請団体は、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ カナダ NGO が実施する案件が、途上国カウンターパートの能力強化につながる。
- ・ 事業そのものが、持続可能な開発とジェンダー格差の是正に貢献すること。
- ・ 国際開発への国民参加を促すことができること。

また、カナダの非営利、非政府組織で海外開発活動に 2 年以上の特筆すべき経験を有することが申請資格として求められ、事業費の少なくとも 3 分の 1 を自己資金で賄えることが必要となる。

また以下の観点から、NGO が実施する事業が CIDA の優先事項や CPB の目的に合致しているかどうか審査される

- ・ 背景分析、提案されている活動の必要性
- ・ 貧困削減の重視、パートナーの能力強化
- ・ ジェンダー格差の是正に向けた工夫
- ・ 環境影響評価 (EIA) の質
- ・ 成果ベース型管理のレベルと度合い

CIDA は、他機関からの助成金・補助金を、NPF 事業の自己資金として計上することを、条件付きで認めている。自己資金として計上可能なものとして、①カナダ国民からの寄付、②州政府から開発援助分野に拠出された助成金を挙げている。他方、計上が認められないものは、①連邦政府の各部やプログラム (departments & programs) からの資金、②CPB 内の他の部署からの資金、③カナダ国外からの資金、④プロジェクト実施国からの資金、⑤カナダ国内外からの物資の寄付 (ただし、例外として、年間予算総額が 10 万カナダドル未満の NGO は、自己資金の 25% を上限に物資の寄付も収入として計上可能)、⑥CIDA のマッチング・ファンド規定による資金を得ている

³⁷ 委員会開催予定は NGO プロジェクト資金ニュースや NPF のサイトで掲載される。

³⁸ フランスもこの期間と方法を採用。

³⁹ CIDA, Guide to the NGO Project Facility P.19 これらの申請書は NPF のホームページよりダウンロード可能 (http://www.acdi-cida.gc.ca/cida_ind.nsf/b2a637b3ebb3f4e68525677e0071f3e1/21a49b87cdf33a8b85256d820068dd5a?OpenDocument)

NGO から譲り受けた資金 (Funds received from NGOs already funded by CIDA according to the some matching fund regulations) となっている⁴⁰。

2) 支払い

支払いは NGO が提出する現金流入出予測 (cash flow projection) に基づいて分割で行われる。聞き取り調査によると、分割払いの回数はプロジェクト期間により決められるが、少なくとも 2 回の分割払いになる。最終分割払いは最終報告書の提出と引き換えで、総額の 5%以上と決められている。

NPF では固定資産に関する規定といえるものはないが、購入に関する根拠の提示を求められている。

3) モニタリング

NGO は、会計モニタリングや事業資金の出納記録 (送金証明や領収証など) を提出することが義務付けられる。また、NGO の会計年度終了後 3 ヶ月以内に、監査済みの年次会計報告を提出しなければならない。

⁴⁰ CIDA “Guide to the NGO Project Facility” 2001, p.12、NPF のウェブページ

2-3 英国

(1) ODA に占める NGO 支援額の割合

2001/02 年度の DFID 予算は 29 億 3000 万ポンド。そのうち 1 億 9100 万ポンドは NGO 向けに支出されている。

ODA 総額に対する NGO 協力実績の割合、NGO 支援額に占める自国 NGO に対する支援額の割合とも情報は入手できていない。

(2) NGO 支援スキームのためのガイドライン

自国 NGO に対する支援方針を定めたガイドラインなどは特にないが、個別の NGO 支援スキームのガイドラインは、例えば、The Civil Society Challenge Fund Guidelines For Applicants に定められている。

(3) 援助機関における NGO 支援の組織体制

英国の NGO 支援担当部署は、英国国際開発省（Department for International Development: DFID）の市民社会局（Civil Society Department）である。

(4) NGO 支援スキーム

DFID による NGO 支援スキームは、市民社会チャレンジファンド（Civil Society Challenge Fund、CSCF）、パートナーシップ・プログラム合意（Partnership Programme Agreement、PPA）、共同資金供給スキーム（Joint Funding Scheme、JFS）、国別プログラム（Country Programmes）がある。

1999 年導入された CSCF は個別案件支援のためのスキームであり、NGO はプロジェクトコストの 100% まで、50 万ポンドを上限として、資金援助を受けることができる。この場合、期間は最長 5 年となっている。これに対して 1997 年に導入された PPA は、DFID と資金供与を受ける NGO が包括的な資金供与契約を締結するものであり、資金使途に関する規定は設定されない。PPA は通常 3～5 年の期間で締結される。JFS は、2000 年を最後に新規実行は停止されており、PPA と CSCF へ順次切り替えられている⁴¹。国別プログラムは、プロジェクト・ベースの支援スキームであり、DFID 現地事務

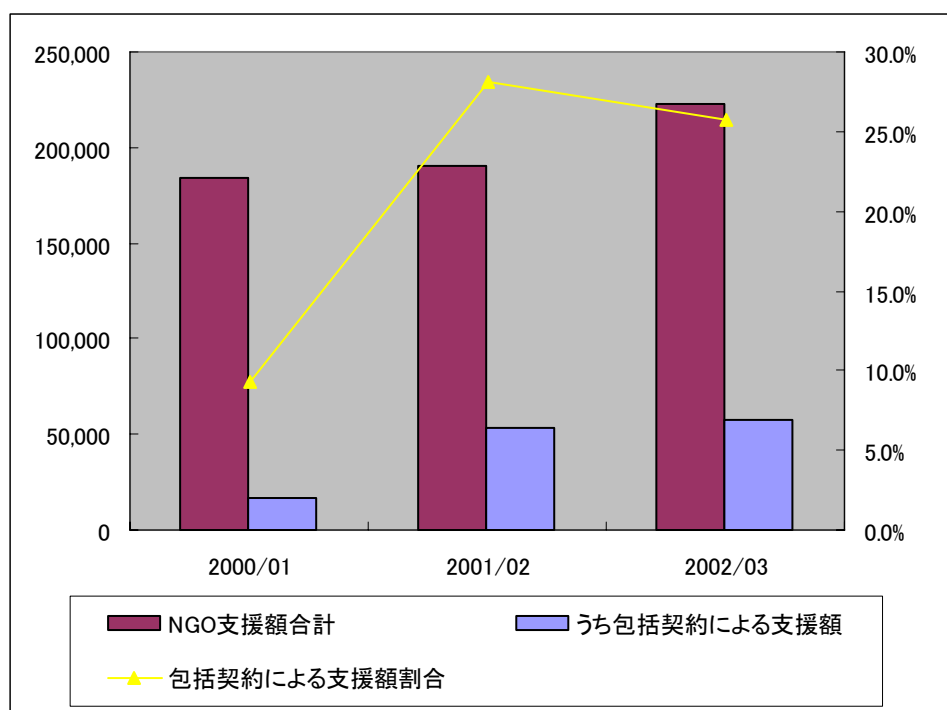
⁴¹ JFS はプロジェクト・ベースの補助金で、プロジェクトコストの 50% をカバーすることができた。JFS は、2002 年 4 月に CSCF に切り替えられた。このスキームの中では、補助金支給額の最も多い NGO 5 団体は、資金使途を限定しないブロックグラントとして補助金を受けていた。

所から、NGOへ資金援助を行うものである。

小規模 NGO を対象にした個別案件支援のためのスキームは、特に用意されていない。しかし、上記のとおり CSCF はプロジェクト経費の 100%までを DFID からの補助金によりカバーできることより、小規模 NGO を対象としたものと理解することができる。CSCF の対象となるのは、英国の NGO のみである。

これに対し、大規模な NGO は、PPA を用いて包括的に資金供給を受ける傾向にある。PPA の利用は、特に 2000/01 年度から 2001/02 年度にかけ、その割合を増やしている。

図 2-3 DFID 支出額推移



単位：千ポンド

出典：Statistics on International Development, 2003

代表的なプロジェクト・ベースのスキームであるCSCFの対象は英国のNGOのみを対象にしているのに対し、包括契約のPPAについては、対象を国際NGOとすることもできる。ただし現在PPAを結んでいる 15 団体⁴²は全て英国のNGOである。

DFIDによる組織強化支援のためのスキームは特に用意されていない。英国NGOの有力なネットワーク団体であるBONDは、組織強化のための研修や、資金申請のための研修を主催しており、中小NGOは研修受講のためにDFIDの補助金を受けることが

⁴² Oxfam、Christian Aid、Save the Children UK など (Statistics on International Development 1998/99-2002/03, 2003)。

できる。中小NGO向けの受講料は、コミュニティ・ファンド⁴³からの補助金により、大規模NGOよりも安く設定されている。

(5) ネットワーク団体

英国のNGO連合体として最も大規模なものはBOND（British Overseas NGOs for Development）である⁴⁴。BONDとDFIDは戦略的資金供給合意（Strategic Funding Agreement、SFA）を締結しており、DFIDより資金使途を特に限定しない資金の供給を受けている。ただし、SFAではBONDは以下の4つの活動・成果を求められている。

- ・ 英国 NGO のキャパシティ・ビルディングを行う
- ・ NGO セクターの将来の戦略を考える
- ・ DFID と NGO セクターのコミュニケーションを促進する
- ・ EU に対する開発政策への提言を行う。

この合意に基づく資金受け入れは、2002年度で21万ポンドと、BONDの総収入の35%を占める。SFA締結の際に活動・成果が定められることより、DFIDの意向はBONDの運営にある程度は反映される。しかし、BOND側もDFIDと方向性の異なるものはSFAの中に含んでおらず、その意味でBONDの独立性は保たれている。このほか、BONDは、DFIDからのSFAによる資金援助のほかに、コミュニティ・ファンドやECからの補助金、研修による収入や年会費などの収入を得ている。

BONDはまた、政府とNGOの定期的な対話・連携の場となっている。BONDは副大臣クラスとの会合を持ち、実務レベルでの政策提言を行う。この他、英国の大規模NGO5団体⁴⁵の代表が集まった非公式ネットワークであるBOAG（British Overseas Agencies Group）は、大臣との会合を持ち、政策レベルの対話を行っている。BOND・BOAGと政府の会合には、特に名前・頻度などは定められていないようである。

(6) NGO 支援に関する諸手続き

1) 申請・審査

以下では、プロジェクト・ベースの代表的なスキームであるCSCFと、包括契約であるPPAの別に記述する。

CSCFに申請する場合、NGOはプロジェクトの概略や資金計画を記したコンセプト・ノート⁴⁶をDFIDに提出する。DFIDは書類審査した後、4週間以内に回答する。

⁴³ コミュニティ・ファンドは、宝くじ（National Lottery）の収益金により運営されている団体。

⁴⁴ 2003年12月時点での加盟団体は291。

⁴⁵ ActionAid、CAFOD、Christian Aid、Oxfam、Save the Children UK。

⁴⁶ コンセプト・ノートとは、NGO側がプロポーザルを出す前に、申請団体の紹介と、申請する案件の概要

NGOはコンセプト・ノートが承認されてから 18 ヶ月以内にプロポーザルを提出する（7 月末締切）。プロポーザルの提出期限は毎年 7 月であり、翌 1 月までに承認され、資金実行は 4 月になる。プロポーザル提出から資金提供まで約 9 ヶ月かかる。

プロポーザルの審査では、以下の項目が勘案されるが、特に数値基準は定められていない。

- ・ 海外の CSO と関係を築いていること。
- ・ 業務実施に必要な予算と経験を有していること。
- ・ DFID からの資金を含めて、プロジェクトコストの会計を行う能力があること。

プロポーザル審査は、情報民間社会部（Information and Civil Society Department, ICSD）が、内部もしくは外部の専門家の助言の下で行う。DFIDの在外事務所、上級委員会（High Commission）や大使館からコメントを受けることもある⁴⁷。最終的な決定は、CSCF委員会が行う。

PPA の申請は、年に 1 度のみ受付されている。申請 NGO は、関心表明を 1 月までに送付し、ショートリストされた場合 5 月までにプロポーザルを提出する。審査と交渉が 8 月までに行われる。関心表明提出から審査・交渉まで約 8 ヶ月かかる。申請のための条件は、活動方針と内容、ローカル NGO とのパートナーシップ、過去 3 年間で 75 万ポンド以上のファンディング実績があること、が挙げられる。

2) 支払い

プロジェクト・ベースの場合の資金支払い方法は、概算払い・清算払いとも可能である。PPA は、一般的に 3～5 年の複数年契約であり、支払いは数回に分けて行われる。年ごとの支払額は、過去の DFID 資金利用額を元に、団体ごとに定められている。金額の上限は特に定められていないが、申請の際には 3 年間で DFID の資金 75 万ポンドを利用した実績が必要とされており、同等の金額が補助金の下限額になっているものと思われる。

CSCF では、補助金総額の 8%まで管理費として利用可能であり、PPA では特に規定がない。

他の援助機関とのマッチング・ファンドは可能で、特に詳細についての規定はない。

固定資産購入に関する規定は、PPA では特に定められていない。上述の通り、包括契約であるため、資金使途は特に問わない。CSCF では、土地、建物、車両、施設の購入はできない。

を 3 枚以内にまとめて DFID 側に提出するものである。DFID は、提出されたコンセプト・ノートの内容を審査し、プロポーザル提出を要請するかどうかを判断する。

⁴⁷ DFID “The Civil Society Challenge Fund, Guidelines for Applicants” 2002 を参照。どのような場合にコメントを求めるかについては記載されていない。

3) モニタリング

CSCF の場合、プロジェクト終了後 4 ヶ月以内に終了報告書を提出する必要がある。補助金金額が 10 万ポンド以上の場合、プロジェクト終了後 6 ヶ月以内に評価を実施することが求められる。NGO は、業務完了報告書、評価報告書をそれぞれ提出する必要がある。これにあわせ、年次報告書を提出する必要もあり、外部監査が義務付けられている。10 万ポンドを超える CSCF のプロジェクトを行う際には、事後評価が必要になる。この場合、評価チームの半数以上が外部の人間である必要がある。NGO は評価のためにプロジェクト予算の 5%を割り当てることができる。

PPA の場合、年次報告書の提出と、外部監査が義務付けられている。

DFIDでは、NGOの不正に対する措置は特に定められていない⁴⁸。DFID側は基本的にNGO側から提出される年次報告書によりNGOの活動をモニターしている

(7) その他

NGO の危険地での活動についての付帯条件は特に定められていない。NGO は各々の責任で活動しており、DFID 側もそれに合意している。

⁴⁸ チャリティ委員会は、登録しているチャリティ組織の不正に対する諸措置を講じている。

2-4 フランス

(1) ODA に占める NGO 支援額の割合

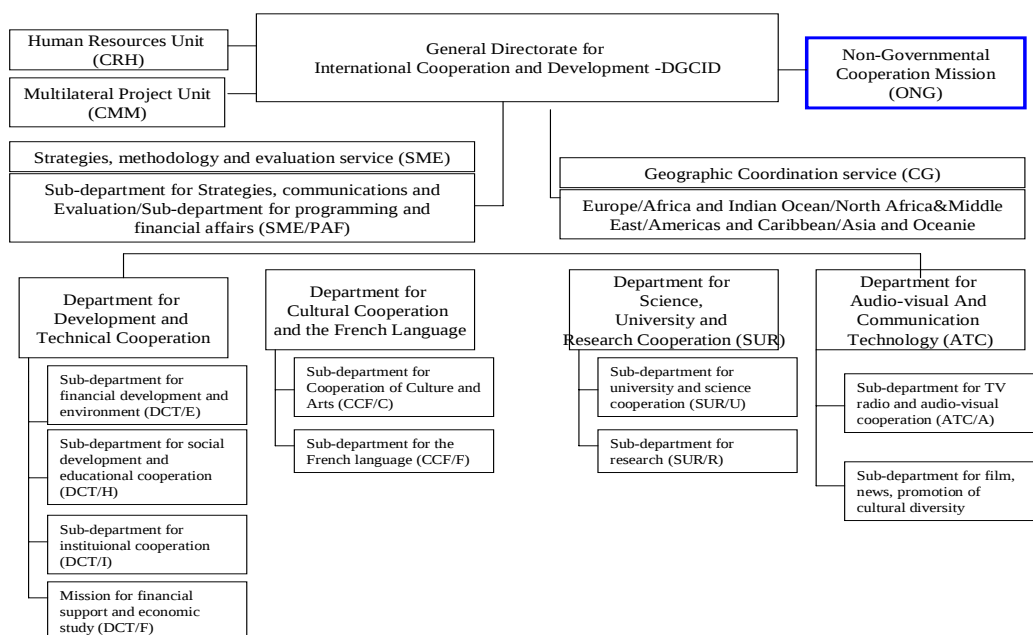
フランスの 2002 年の ODA 総額 54 億 8600 万ドル⁴⁹のうち、NGO 支援実績は 0.54% に相当する 2950 万ドル⁵⁰（同年度の予算額は 3430 万ドル）である。フランス NGO を通した支援額は、データがないため不明。

(2) 援助機関における NGO 支援の組織体制

フランス外務省（MAE）国際協力開発局（DGCID）NGO 支援室（Mission pour la Cooperation non Gouvernementale、MCNG）が政府の NGO 窓口である。NGO 支援室は、NGO の実施するプロジェクトへの共同出資を行うほか、開発教育とボランティア派遣を行っている。

この他、在外公館内の協力文化活動事務局（Service de Coopération et d'action Culturelle、SCAC）も NGO 支援を行っている。

図 2-4 DGCID 組織図



出典：フランス外務省ホームページより一部抜粋

⁴⁹ OECD <http://www.oecd.org/dataoecd/3/2/22460411.pdf>

⁵⁰ フランス外務省

(3) NGO 支援スキーム

フランス外務省国際協力局 NGO 支援室は、1901 年の協会法（La Loi d'Association 1901）に基づく法人のうち、3 年以上の開発・国際協力活動が証明できる 100～120 団体に対し、国際協力 NGO プロジェクト補助金（Le cofinancement des projets des organisations de solidarité internationale）を通し、事業費の一部を支援している。この他、NGO 支援室は、開発教育と NGO 委託によるボランティア派遣を行っている。

在外公館内の協力文化活動事務局（service de coopération et d'action culturelle、SCAC）は、外務省の予算に含まれる「開発のための社会基金」（fonds social de développement、FSD）を運営しており、この資金で NGO 支援を行う。30 万 5000 ユーロを上限として、在外公館が決済する⁵¹。

聞き取り調査によると、フランス外務省が NGO を支援する目的は、海外でフランス文化を普及し、開発援助や人道援助を通してフランスの政策を追求し、海外におけるフランスのイメージを改善するため、とされている。そのため、フランスの NGO が国際会議に参加する際、フランス外務省は NGO 参加費用の一部を負担したり、NGO 職員の社会保障にかかわる費用を一部負担している。

(4) ネットワーク団体

フランス外務省は、ネットワーク団体による NGO ダイレクトリー作成や開発教育を促進し、かつ 2 年に一度の NGO 資金に関するアンケート調査を実施するための資金協力を行っている。

代表的なネットワーク団体である「南の連合」（Coordination Solidarité Urgence Développement、Coordination SUD）は 1994 年に設立され、その NGO 会員は現在 135 団体である。活動の柱としては、国内 NGO 能力強化を行うことと、フランス国内外の関係機関⁵²に対してフランス NGO の価値をアピールすること、が挙げられている⁵³。

「発展のための情報・研究センター」（Centre de Recherche et d'information pour le Développement、CRID）は、53 団体が加盟しており、メンバー団体間の情報交換や議論の活性化、市民活動による国際協力の推進、地球規模の国際協力市民運動の推進、を目的としている。

1956 年に設立された「非宗教の協力連合体」（Solidarite Laique、SL）は、NGO、共済・協同組合、労働組合等 55 団体によって構成されており、国内外における協力活動と開発教育を主な活動としている。

この他、フランス外務省と NGO により構成される開発協力委員会（Commission

⁵¹ http://coordinationsud.datapps.com/data/mdorleans/fsd_fiche.doc

⁵² 仏政府機関、欧州委員会、国際機関を含む。

⁵³ <http://www.coordinationsud.org>

Cooperation Developpement、CCD) は、政府と NGO と主な対話の場となっている。

(5) NGO 支援に関する諸手続き

1) 申請・審査

申請するフランスの NGO は、3 年以上の活動実績を示す必要があり⁵⁴、そのため総会・理事会が定期的開催されていることと、活動の実施状況と今後の予算計画が存在することを証明する必要がある。また、会員やドナーリストの公表も求められている。NGO の資金管理能力は、人員配置計画書、申請時点までの活動報告書と会計報告書の提出を通して審査される。また、前出のネットワーク団体「南の連合」や地域・分野別 NGO ネットワーク団体に加盟していることが望ましいとされる。政党や国内協会の支部、個人は申請できない。

申請⁵⁵は年 4 回開催される外務省内に位置する運営委員会(Comite de Pilotage)⁵⁶で審査される。この運営委員会には、「南の連合」もオブザーバーとして参加している⁵⁷。申請の締切りは、同委員会開催の 2〜3 ヶ月前に設定される。委員会は、申請を受理した後、在外公館、地域局、専門分野局に照会する。

開発教育プログラムとボランティア支援プログラムの審査は、「青年と大衆教育のための協力基金」(Le fonds de coopération de la jeunesse et de l'éducation populaire、FONJEP)⁵⁸という半官半民団体に外部委託される。

2) 支払い

国際協力 NGO プロジェクト補助金の支払いは、単年度契約で政府が定めた優先地域 (Zone de Solidarite Prioritaire、ZSP)⁵⁹内の活動を行う場合、契約時に 70%、中

⁵⁴ 聞き取り調査によると、審査ではこれまで国内 NGO 自体の経験が重視してきたが、今後は途上国でのカウンターパートとなる NGO の取組み・経験等も審査する、とのこと。

⁵⁵ 申請に関するマニュアルとフォーマットはインターネット上にある、
http://www.diplomatie.gouv.fr/cooperation/dgcid/publications/osi_finance/index.html

⁵⁶ 開催日程は不定期。ウェブページで公示される

⁵⁷ http://www.diplomatie.gouv.fr/cooperation/dgcid/publications/osi_finance/0200.html、
http://www.diplomatie.gouv.fr/cooperation/dgcid/publications/osi_finance/02.html

⁵⁸ 政府の省庁と NGO の代表者で構成され青年スポーツ、社会、環境、協力、社会経済、外交、農業に関係する分野の NGO 運営改善を目的とした活動を行っている。

http://www.loi1901.com/association/connaissiez_vous_le_fonjep.php

⁵⁹ 所得が最も少ない国の一つであり、資本市場に参加できず、又当国の長期発展を目指して協力関係をフランスが結ぶことを望んでいる国が、ZSP の一部として選ばれている。2002 年の決定結果を見ると、旧仏植民地が多くを占めている。(中近東: レバノン、パレスチナ、イエメン。北アフリカ: アルジェリア、モロッコ、チュニジア。サハラ以南およびインド洋: 南アフリカ、アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ、コモロ諸島、コンゴ、コートジボワール、ジブチ、

間報告書提出時に残り 30%、と 2 回に分けて行われる。優先地域内の活動でない場合、契約締結後に一括払いされる。複数年契約の場合、優先地域であるか否かは問われず、1 年目の経費は一括払いで、2 年目以降は 1 年目の経費の 75%を支出したところで見積もりと事業・会計中間報告書を提出し、これに基づいて支払いを受ける。

事業の直接経費・車両が支援対象費となっており、本部管理費も事業総額の 10%まで支援対象とすることができる。申請から送金までは、約 4 ヶ月かかる。

3) モニタリング

NGOは、会計報告を含む中間報告書と最終報告書を事業の毎年度末に提出する必要がある⁶⁰。

フランス外務省は、NGOより提出された報告書をもとに事業モニタリングをしている。評価は、フランス外務省もしくは、NGOのF3E (Fonds pour la promotion des études préalables, études transversales, evaluations)⁶¹が実施する。

(6) その他

政府の諮問委員会にあたるものは複数存在する。国際協力協議会 (La Haut Conseil de la Cooperation Internationale、HCCI) は、市民社会の代表、専門家、国会議員、県会議員、地方会議員、市長により構成されており、政府の諮問委員会として機能している。

この他、フランスと被援助国の公的機関関係者で行われていた合同委員会 (Commissions Mixtes) に、近年 NGO 関係者も参加するようになっている。

エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、ケニア、リベリア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、コンゴ共和国、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スーダン、タンザニア、チャド、トーゴ、ジンバブエ。インドシナ半島：カンボジア、ラオス、ベトナム。カリブ海：キューバハイチ、ドミニカ共和国。中米：スリナム、南太平洋：バヌアツ)

<http://www.diplomatie.gouv.fr/solidarite/fsp/zone.html>

⁶⁰ http://www.diplomatie.gouv.fr/cooperation/dgcid/publications/osi_finance/0200.html

⁶¹ F3E (Fonds pour la promotion des études préalables, études transversales, evaluations) は「事前評価、モニタリング、事後評価促進のための団体」との意味。外務省の資金援助を受けながら、NGO の活動評価の向上と促進を目的とする NGO である。出典：

http://www.diplomatie.gouv.fr/cooperation/dgcid/publications/osi_finance/annexe_5.html

<http://www.globenet.org/horizon-local/f3e/>

2-5 ドイツ

(1) ODA に占める NGO 支援額の割合

BMZによる 2001 年度のODA予算は約 38 億ユーロ⁶²、うち対NGOへのODA拠出額(2001 年度)は約 4 億 2276 万ユーロであり、その全額が自国のNGO向けである。

(2) 援助機関における NGO 支援の組織体制

ドイツのNGOは大きく①教会系NGO、②政党系NGO、③社会構造系NGO、④私設NGOの4つに分類される⁶³。①教会系NGOは教会をベースとした組織、②政党系NGOは政党から拠出される資金により運営されるNGO、③社会構造系NGOは社会福祉を中心に活動を行うNGO、④私設NGOは個人や企業などの出資により運営されるNGOを指し、出資者や運営母体により分類されている。

ドイツ連邦経済協力開発省(BMZ)によるNGO支援は、支援対象NGOの系統によって同省内での担当部署が異なる(図 2-5 参照)。教会系NGO、政党系NGO、社会構造系NGOは中央管理・市民社会協力総局⁶⁴開発援助市民社会協力局⁶⁵内の市民社会・教育・政府系組織・社会構造支援部(Division 110: Principles of Co-operation with Civil Society Forces; Churches; Political Foundations; Social Structure Assistance)が担当している。これに対し、私設NGOに対しては、私設団体開発業務部(Division 112: Projects of Private Organisations; Development Services、DED)が窓口となっている。

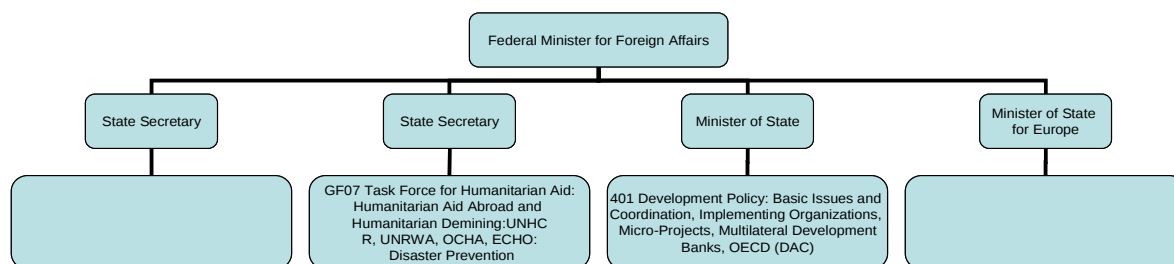
⁶² BMZ ホームページ (<http://www.bmz.de/en/about/haushalt/index.html>)。

⁶³ ただし BMZ、Bengo 関係者に対する聞き取りでは、教会系 NGO、政党系 NGO、私設 NGO の 3 つを言及する人がいたが、他方、狭義の定義では政党系 NGO を含めないという人もいた (VENRO など)。

⁶⁴ Directorate-General 1: Central Management, Co-operation with Civil Society Forces

⁶⁵ Directorate 11: Co-operation with Civil Society Forces in the Field of development

図 2-5 BMZ 組織図



出典：BMZ ホームページより作成

教会系 NGO は、他の系列の NGO よりも多額の資金援助を受けており、その数は 200～500 と言われている。協会系の NGO の中には、教会の形態を取っているものの、通常の NGO と同様の活動を中心に行っているものもある。BMZ 担当者によると、教会系 NGO は「活動の歴史が長く、安定した地位を確立している」とのことである。

BMZ は特にガイドラインを公表していないが、私設 NGO に関する資金申請を取りまとめる開発協力民間諮問委員会（Advisory Board for Private Carriers in Development Co-operation、Bengo）は、申請書類と簡単なガイドラインをホームページ上⁶⁶で掲載している。

(3) NGO 支援スキーム

BMZ の NGO 支援は、基本的に国内の NGO を通じた現地 NGO 支援をという形態を取っており、BMZ から直接資金提供を受けているのは、ドイツの NGO のみである。

教会系 NGO が受ける BMZ 資金拠出額の 80% については、年度始め（1 月頃）に行われる NGO と BMZ 担当者の個別協議により、その年間活動計画と予算が決められる。残り 20% は教会系 NGO から個別に案件のプロポーザルが提出され、BMZ 担当者が審査を行う。

私設 NGO 向けの無償資金は、予算内⁶⁷かつ期間が 4 年未満の案件を対象としている。

⁶⁶ <http://www.paritaet.org/bengo/3/index.htm>

⁶⁷ 初めて資金提供を受ける場合は、小規模の案件で 3 万 7500 ユーロを、その他全ての場合は 50 万ドルを

小規模NGOは排除されているわけではないが、競争入札の原理のためか、資金援助を受けるのは自然と大規模NGOに集中するようである。BMZは 75%を上限としてプロジェクトコストをカバーし、残り 25%についてはNGO側が負担する必要がある。

BMZ の資金申請承認は、通常は本部で決済が行われるが、各在外公館が各案件につき 1 万ユーロを上限とする予算を保有している。

(4) ネットワーク団体

教会系NGOは、カソリック系⁶⁸とプロテスタント系⁶⁹それぞれが連合体を持ち、これら連合体がBMZから受けた資金を所属NGO団体に分配する方法を取っている。受ける資金の割合は、カソリック系とプロテスタント系でおよそ半々になっている。

政党系 NGO の場合は、関連する政党とのつながりが強いこともあり、特にネットワーク組織は存在しない。

私設NGOのためのネットワーク組織としては、開発問題に取り組むNGOへの助言や、BMZへの資金申請の取りまとめを行う目的で 1988 年に上記のBengoが立ち上げられている。Smilie & Helmich (1997) によれば、Bengoは組織というよりプロジェクトとして運営されているもので、ネットワーク組織の一つで無宗派の福祉NGO (PARITÄTISCHE wohlfahrtsverband) が管轄しているものと見られている⁷⁰。

ドイツでは、長く大規模 NGO のみが政府との対話を持ち、小規模 NGO が政府との意見交換を行う機会は得られていなかった。このため、NGO の規模を問わずあらゆる団体に門戸を広げ、NGO への情報提供や広報活動、政府との対話・意見交換促進のために、1995 年に VENRO (Association of NGOs in Germany) が設立された。VENRO は会員団体から徴収する会費と、ドイツ政府からの資金提供により運営されている。VENRO は現在、新欧州 NGO 連合 (CONCORD、2-7.で説明) のドイツ代表を務めている。

上限として資金提供を受けることができる。例外として、50 万ドルを超える資金提供を申請する場合は、外部専門家が現地の実施機関関係者と協働で詳細な調査を行い、その結果を BMZ に提出しなければならない。

⁶⁸ MISEREOR (Campaign against Hunger and Disease in the World)。1958 年発足。BMZ を含むドイツ政府のほか、カソリック司教管区、EU から資金を受けている。

⁶⁹ EED (Church Development Service)。ボンに本部を置き、会員団体数は 28。

⁷⁰ Ian Smilie and Henny Helmich ed. "Stakeholders: Government-NGO Partnerships for International Development" 1997, p.118

(5) NGO 支援に関する諸手続き

1) 申請・審査

教会系 NGO の場合は、通常、2 つの方法で手続きが行われる。1 つは、年度初め(1 月頃)に BMZ 担当者とその年の予算を含めた年間活動計画を個別に協議し、大枠の活動計画で双方の合意が得られた後に資金が拠出される方法である。こちらは BMZ 年間拠出額の 80%を占め、どのプログラムにどれだけの金額を使うかの判断が教会系 NGO 側に委ねられる。もう 1 つは、教会系 NGO がプロジェクト毎にプロポーザルを作成して BMZ に提出し、BMZ が各プロポーザルの審査を行った上で、資金申請の承認あるいは却下を判断する方法である。こちらは BMZ 年間拠出額の 20%が対象となる。

私設 NGO については、資金申請の取りまとめを Bengo という組織が引き受けている。BMZ 担当者も申請書類に目を通すが、その前に Bengo でスクリーニングがかけられる。Bengo 関係者によれば、申請希望の団体に特に資格は必要とされないが、各コミュニティに登録していることが条件で、毎年、約 250 の申請書類が届き、そのうち 170~200 が Bengo を通じて BMZ に提出される。各 NGO からの申請書類が Bengo に届いてから BMZ に提出されるまでには 2~3 週間程度、BMZ 内での審査には 2~3 ヶ月程度かかる。Bengo から BMZ に提出された申請書類のうち、毎年平均 95%が承認されている。

2) 支払い

申請から契約(送金)までには、教会系 NGO の場合で約 4 週間、私設 NGO の場合は約 6 週間から 2 ヶ月を要する。

私設 NGO の場合、運営費、雑費は、プロジェクトコストのそれぞれ 4.0%、3.5%を上限として支援対象とすることができる⁷¹。土地購入、建設費も支援対象となる。資機材購入、運搬費も支援対象となるが、原則的には現地調達としている。

3) モニタリング

BMZ 内には監査・評価を担当する外部監査部 (Division 121: External Auditing: Auditing of Contract Awards and Equity Holdings) が設けられている。全ての案件について評価が行われているわけではなく、評価対象案件はランダムに選定される。監査・評価は、BMZ より外部コンサルタントに委託される。NGO には、年次報告書

⁷¹ Bengo 発行ガイドライン

と案件終了後の報告（会計報告を含む）の提出が義務付けられており、外部監査も求められている。

(6) その他

教会系 NGO は、年度始めに年間活動計画を立てるために BMZ 担当者と協議を行う他、定期会合というわけではないが年に 3～4 回ミーティングを持ち意見交換を行う。私設 NGO については、上記の VENRO が政府との対話・意見交換を促進する役割を果たしている。

聞き取り調査によると、不正防止措置や不正時の対応策は、特にない。NGO の安全確保上の規定については情報を入手できておらず不明。

2-6 スウェーデン

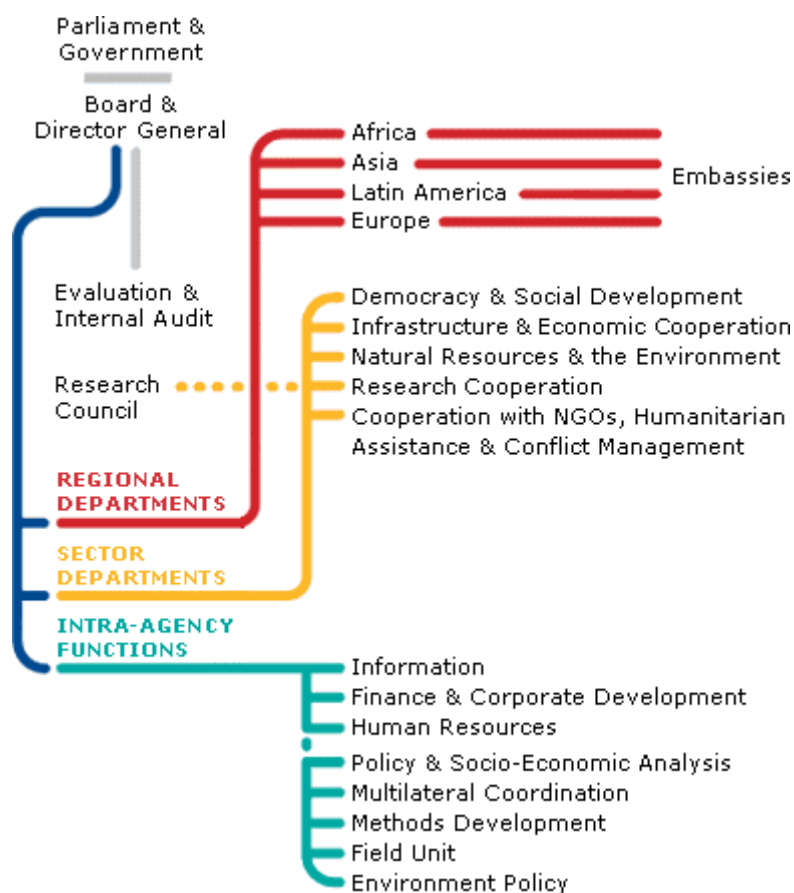
(1) ODA に占める NGO 支援額の割合

NGO 支援に対する 2002 年度の拠出額は 8 億 9,560 万スウェーデンクローネで、その内パートナー NGO への拠出が 8 億 1,650 万クローネを占めている。Sida が同年に拠出した ODA 総額は約 109 億 2700 万クローネで、ODA 総額に占める NGO 支援額の割合は 8.2% である。また、NGO 支援額は全額、自国 NGO に対する支援である。

(2) 援助機関における NGO 支援の組織体制

開発援助分野における NGO 支援の担当部署は、Sida の NGO 協力・人道援助・紛争管理局 (Department for Cooperation with NGOs and Humanitarian Conflict Management) の下にある NGO 担当部 (Division for Non-governmental Organizations) である。

図 2-6 Sida 組織図



出典：SIDA ホームページ

NGO 支援の方針を取りまとめたガイドラインとしては、**General Conditions for Sida's Grants to Swedish Non-governmental Organisation** がある。この中で、資金調達に関する NGO の申請条件をはじめ、審査項目、契約内容、運営費などについて規定している。

(3) NGO 支援スキーム

Sida の NGO 支援に対する立場は、NGO の持続的・自立的活動を支援するというものであり、共同出資（Co-financing）のシステムを導入しているため、各プロジェクトコストの 20%は、申請 NGO が負担することになっている。

スウェーデンの二国間ODA予算に占めるNGO支援額は 2002 年時点で約 9.2%となっており⁷²、これらは全て共同出資⁷³によるものである。

(4) ネットワーク団体

Sidaは、長期かつ不定期間の枠組み合意⁷⁴を結んだ 14 のパートナー組織に資金を拠出している。パートナー組織は、現地NGOとともに活動する枠組み組織（Framework Organisations）と、スウェーデン国内のNGOに資金を出すアンブレラ組織（6 団体⁷⁵）の 2 つに分類することができる。二国間援助枠の中で自国のNGO支援に充てられる金額は約 20 億クローネであり、枠組み組織とアンブレラ組織との間でほぼ二分して拠出されている。

(5) NGO 支援に関する諸手続き

1) 申請・審査

申請団体は、Sida と枠組み合意を交わしたパートナー組織を通じて申請手続きを行う。審査には、技術的審査基準（案件実施の必要性、目標、活動内容）と見積もり審査をもって審査基準とし、案件の妥当性、合理性、持続可能性を問われる。受注をした場合に締結する契約内容には、TOR、方法論、要員計画、途上国側のパートナーNGO に関する情報や、期待される成果、納税義務に関する書類、特別約款

⁷² NGO への ODA 拠出金額（8 億 9560 万 SEK）／二国間 ODA 総額（96 億 8112 万 SEK） 9.2% 2002 年
年次報告書より。

⁷³ Co-financing

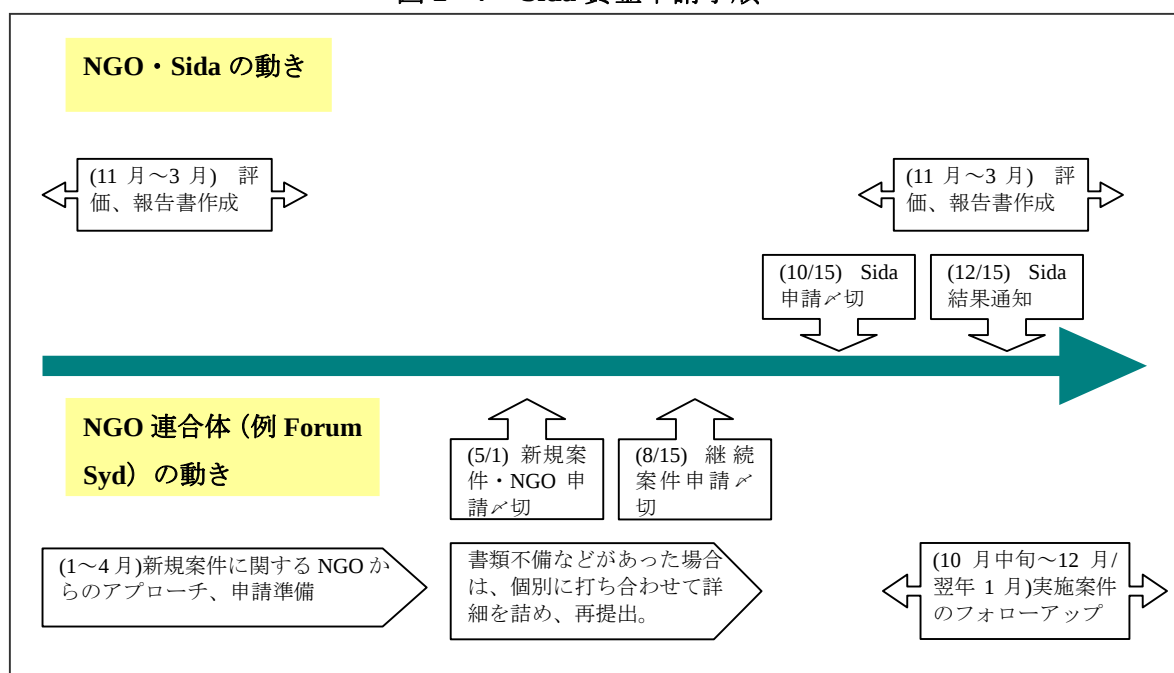
⁷⁴ Framework Agreement

⁷⁵ 2004 年 3 月現在。Sida ホームページ（www.sida.se/Sida/jsp/polopoly.jsp?d=2346）より。

が含まれる。

資金申請は通常、年 1 回⁷⁶で、申請から承認までのプロセスには約 2 ヶ月を要する。Sidaは毎年 10 月 15 日に各パートナー組織からの申請を締め切り、12 月 15 日までに各NGOに審査結果を通知する。Sidaに提出される申請書類は、事前に各パートナー組織が取りまとめ、必要であれば申請NGOと協議して修正するため、実際に各NGOが申請書類の作成を開始する時期は、それよりも前になる(図 2-7 参照)。

図 2-7 Sida 資金申請手順



2) 支払い

物品・サービスは現地調達を優先している。管理費支援はアンブレラ組織が 9.5%、その他のフレーム組織が 8.0%を上限として支援が可能である。

土地や建設用地の購入は認められず、建造物・車両などの資本設備は、それ自体が案件の最終目標にならない限り許可される。

3) モニタリング

実施中の案件については、毎年 5 月頃までに前年度の年次報告書を提出するよう義務付けており、Sida は NGO 側の案件担当者とミーティングを持ち、審査を行う。

⁷⁶ スウェーデンの会計年度は 1 月から 12 月まで。

各パートナー組織は、会員 NGO あるいは申請書を受け付けた NGO の監督責任を負うことになっている。Sida は、5 年ごとに外部コンサルタントに委託して、パートナー組織の活動や組織・運営体制を審査している。

会員 NGO のモニタリングは、申請書類を取り扱ったアンブレラ組織が責任を持って行っている。

(6) その他

組織強化支援策として、Sida は開発協力に関わるスウェーデン国内の組織・個人を対象に人材育成のためのプログラムを提供しており、その対象には NGO のほか、大学、各種組織やコンサルタントが含まれている。これらの研修プログラムは、Sida の市民社会センター（Civil Society Centre）を中心に実施されている。また、国際研修プログラム（International Training Programmes）が設けられ、交通、通信、エネルギー、環境保護、産業、保健、人権に関連するコースが実施されている。各プログラム 20～30 名を対象として、3～8 週間のコースが英語で実施される。1979 年から 2001 年の間で 125 カ国から約 2 万 5500 名がこのプログラムに参加した。

ドナーと NGO との間で人材交流は特に行われていないが、稀に NGO スタッフが Sida の NGO 局に転職するケースが見られる⁷⁷（ただしその逆のケースは聞かれなかった）。

Sida はパートナー組織と Sida は年に 2 度の会合を持ち、スウェーデン赤十字などの枠組み組織とも、不定期ではあるが年に 2 回ほど会合を開いている。スウェーデン議会へも、議題によっては NGO が招かれるケースがある。

⁷⁷ 今回の調査でインタビューした NGO 担当部長は、国内の NGO で勤務後、現職に就いている。

2-7 EU

(1) ODA に占める NGO 支援額の割合

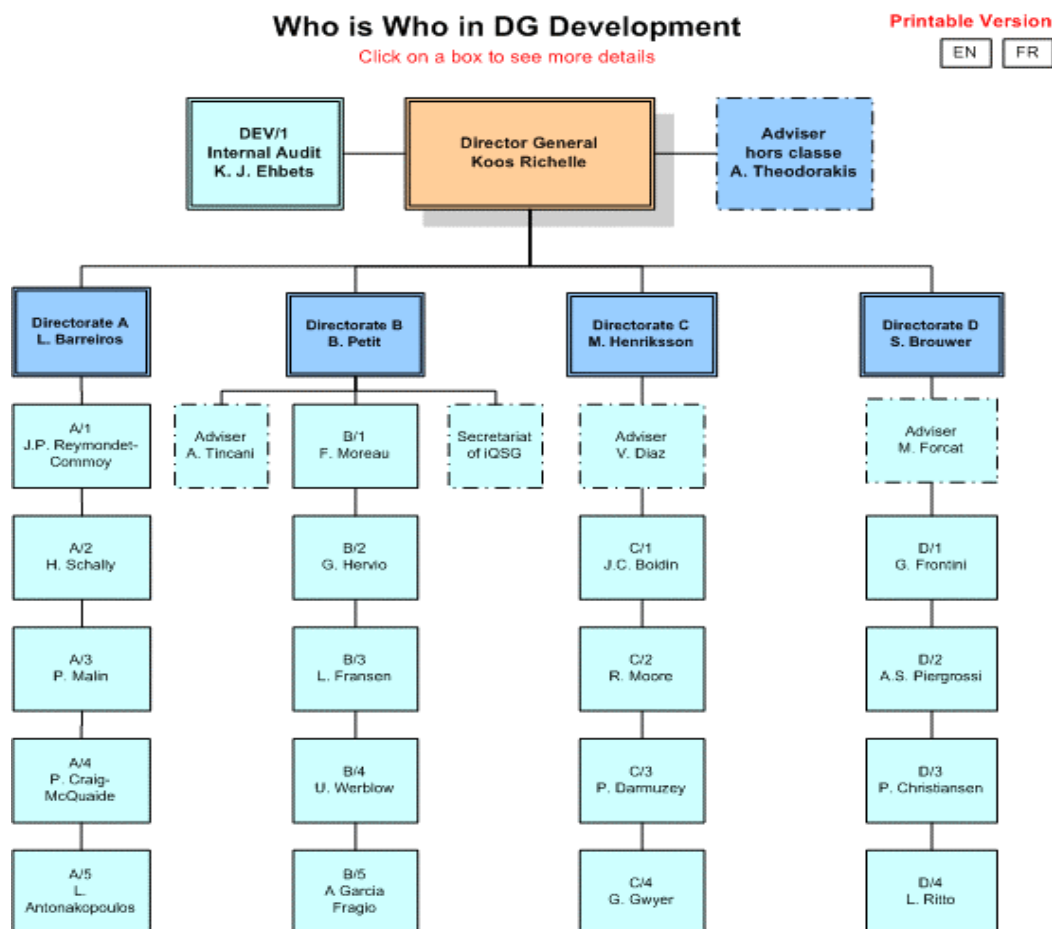
EUのODA拠出総額は2002年で約69億6200万ユーロであった⁷⁸。EU加盟国のみ資金援助が受けられるNGO共同出資予算（Co-financing of NGOs、B7-6000）は、2002で約1億3230万ユーロ、現地支援プログラムへの拠出金は2003年度で約300万ユーロとなっている。

(2) 援助機関における NGO 支援の組織体制

EUの開発援助分野におけるNGO支援は、欧州委員会（European Commission、EC）の下にある開発総局（Directorate General for Development、DG Dev）が政策面を、欧州援助協力局（Europe Aid Co-operation Office）が実務部分を担当している。

⁷⁸ OECD-DAC 統計（<http://www.oecd.org/dataoecd/61/24/1875307.gif>）。

図 2-8 EU 組織図



出典：EU ホームページ

NGO共同出資プログラム（B7-6000）に関するガイドラインCo-financing of actions undertaken by European NGO in developing countriesDeveloping Co untries (B7-6000)と現地支援プログラム（B7-6002）⁷⁹に関するガイドラインDecentralised Cooperation (B7-6002)⁸⁰は、それぞれEUのホームページ上に掲載されている。

(3) NGO 支援スキーム

NGOがEUのファンドを使って活動するためのスキームとしては、大きく分けてNGO共同出資プログラム（Co-financing of NGOs; Budget Line B7-6000）と現地支援プログラム（Decentralized Cooperation; Budget Line B7-6002）がある。EUはこれらスキーム

⁷⁹ http://europa.eu.int/comm/europeaid/projects/ong_cd/pvd_page_en.htm

⁸⁰ http://europa.eu.int/comm/europeaid/projects/ong_cd/cdc_page_en.htm

ムの目的を、「途上国住民の基本的ニーズに応え、生活水準を改善し、内発的な開発を実現できるような能力を強化することにより、貧困削減を達成すること」としている。2003年3月にEUがサブサハラ・アフリカ、カリブ海、太平洋諸国⁸¹とコトヌ合意（Cotonou Agreement）を結んでからは、同地域への貧困削減にも力を入れている。

NGO共同出資プログラムがEU諸国に本部を置くNGOのみを対象としているのに対し、現地支援プログラムはEU諸国以外のNGOや現地のキャパシティ・ビルディングを目的とした活動を行う組織⁸²を広く対象としている。現地支援プログラムは、年間19案件実施されており、応募団体の62%（2001年）を途上国の組織が占めている。途上国では安定した組織運営ができるNGOが少なく、一緒に仕事のできるNGOを特定するため、途上国NGOのマッピング調査が行われ、NGOリストが作成されている。マッピング調査は、USAIDなどのドナー機関とEU加盟国により雇用されたコンサルタントにより実施されている。

(4) ネットワーク団体

EUとNGOとの対話は、主に新欧州NGO連合（the European NGOs Confederation for Relief and Development、CONCORD）⁸³というNGO連合体を通じて行われる。EUがNGOに意見を求める際には、同連合との間で公式文書⁸⁴を交換する。

政府とNGOの対話は、幹部レベル（開発・人道援助担当委員）との協議、事務方レベル（より具体的な問題について担当者レベルで協議）、インフォーマルなレベルの3種類で行われる。

(5) NGO 支援に関する諸手続き

1) 申請・審査

NGO共同出資プログラムの申請・選定は年1度実施され、公示（Call for Proposals）による競争入札が行われる。審査過程には外部の評価者を入れ、活動方針・内容・手法・効率性・合理性を含め、案件実施の妥当性が評価される。同時に、地域局・セクター局・在外事務所にも評価を依頼し、各部署の評価を総合して承認するNGOの順位付けを行う。欧州援助協力局関係者への聞き取り調査によると、申請から承認には約8～9ヵ月かかるとのこと。

⁸¹ Sub-Saharan African, Caribbean and Pacific Countries, ACP

⁸² 現地の市民団体、労働組合、協同組合、消費者組織、大学、教会、宗教組織、メディアなども対象。

⁸³ 前身はNGOリエゾン委員会（the Liaison Committee of NGOs、CLONG）。2003年1月に組織改変とともに名称を変更した。現在、18の国別代表NGO（National Platforms）と14のネットワークNGO（European Networks）が登録している。ブリュッセルに事務局がある。

⁸⁴ Communication

EU の資金調達プロセスは複雑で時間がかかり、しかも毎年のように改定されるため、特に中小規模の NGO にとっては最新の資金申請手続きを十分に理解するのが非常に困難、との意見が聞き取り調査を通じて聞かれている。CONCORD には、資金調達に関する作業グループがあり、資金調達プロセスの簡素化、効率化に関する調査や、ロビー活動などを通じた EU への積極的な働きかけを行っている。また、インターネットを利用した情報共有や月間ニュースレターと年次報告書の発行、セミナーや研修を実施することによって、EU の資金調達に関する最新情報の広報と共有に努めている。

2) 支払い

案件を受注した場合、支払いはユーロ建てで分割払いされる。支払い率は契約書によって異なるが、第一回支払いで最大 80% の支払いを受けることが可能である。

現地支援プログラムの場合は、運営管理費については直費の 6%、雑費の 5% を上限に支払いが認められている。

3) モニタリング

外部監査によるモニタリングが行われているが、関連資料は入手できておらず具体的な内容については不明。

(6) その他

開発教育には、NGO 共同出資プログラムの約 10% (約 2000 万ユーロ) が充てられている。

安全面の措置については、聞き取り調査で、各 NGO のイニシアティブに任せているとの回答があった。

2-8 UNICEF

(1) 援助機関予算・支出に占める NGO 支援額の割合

UNICEFの各国事務所は、カントリープログラム⁸⁵予算の中にNGOを通した支援額を計上しているが、UNICEFの組織運営は完全な現場主導型機関であり、組織全体としてのNGO支援額を算出していない。そのため、UNICEF全体予算・支出に占めるNGO支援額の割合は不明である。なお、NGOへ拠出する全ての資金は、各カントリープログラムの目標を達成するための手段と位置付けられている。

(2) 援助機関における NGO 支援の組織体制

上記の通り、UNICEF では現場主導となっており、本部で NGO を担当する課は存在しない。

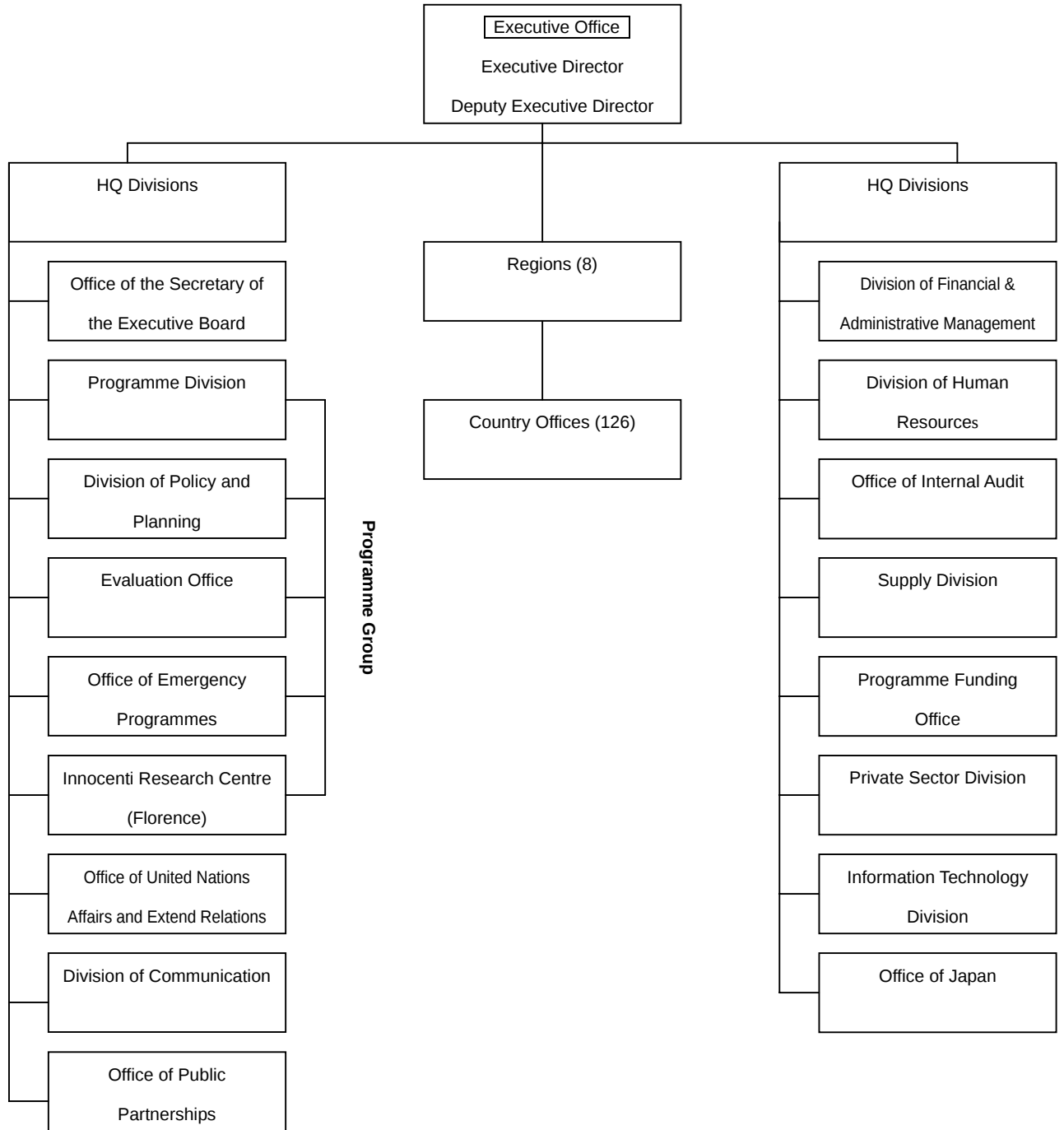
本部からUNICEFの現地事務所へのガイダンスとして、本部プログラム局が 2002 年 4 月に策定した「カントリープログラムにおけるNGOや地域社会組織（CBO）との協働（コラボレーション）に関するガイドライン（Guidance for Collaboration with Non Governmental Organizations and Community Based Organizations in Country Programmes of Cooperation）」（以下「ガイドライン」）がある。このガイドラインは、NGOがUNICEFの対等な実施パートナーとして、UNICEFの組織制度、規定、通常の事業計画立案手続き⁸⁶を理解し、その上で両者の協働を実現するプロセスを現地事務所に対して解説している。

しかし、本部は現地事務所が NGO と締結する合意や契約に関する情報は特に収集していないため、本調査でも UNICEF の NGO 支援の実態に関する情報は把握できなかった。

⁸⁵ カントリープログラムは多年度分については執行理事会により承認され、UNICEF の通常予算によってまかなわれる。人道危機が起きた場合などはこれとは別の「その他の予算」によりで補充する。

⁸⁶ Revised Programme Policy and Procedure Manual (PPPM) 2000 年 1 月 6 日版

図 2-9 UNICEF 組織図



出典：UNICEF ホームページ より作成

(3) NGO支援スキーム⁸⁷

NGOがUNICEFの実施パートナーとして活動する際には、資金供与を伴う場合と伴わない場合がある。UNICEFとNGOが共通に関心を示す地域でアドボカシー活動や住民参加型⁸⁸活動を共同で実施する際、両者間で覚書を取り交わすが、資金供与を伴わない場合は、覚書の締結のみで手続きは完了する。それに対し、資金供与を伴う場合、覚書の締結に加え、以下のいずれかの方法がとられる。

- ① 組織的特別サービス合意書（Institutional Special Service Agreement, SSA）の締結
- ② 事業協力合意書（Project Cooperation Agreement, PCA）の締結
- ③ 小規模助成制度（小規模の現地 NGO が対象）

資金供与を伴わない場合も含めると、NGO との連携による活動は計 4 通りの方法がとられる。なお、資金供与を行なうか行なわないかを判断するための指針の有無や内容は、UNICEF 本部では把握されていない。

上記①SSA や②PCA の締結先は多くの場合、国際 NGO や現地の民間会社であるが、③は現地 NGO を対象としている。①の SSA はコンサルタント契約に近く、現地事務所の 2 年事業計画で予定され、公示、競争入札が行われる。これに対し、②の PCA はアドホックな契約であり、かつ NGO からの申請によるものである。

PCA は 1 件 1 万ドル以上の事業で用いられる。申請団体（NGO）は UNICEF との協議と合意に基づいた事業実施パートナーという位置付けになるため、NGO の組織能力が重視される。

②の SSA では、地元メディアや国連の掲示板で公示・競争入札を行うか、5 団体の最終候補者リストをもとにパートナーとなる NGO を選定する。

③の小規模助成制度では、限度額は 1 件年間 1 万ドルであり、UNICEF 各国事務所事業予算の 2%以内に押さえられなければならないことに加え、UNICEF 現地事務所の事業計画⁸⁹と小規模助成事業が連動したものでなければならない⁹⁰。

パートナー契約を締結する場合の予算と支出や、事業計画とそのためのパートナー契約手続きは UNICEF の事業計画兼財務管理システムの ProMS (Programme Manager System、プロメス)⁹¹で管理されている⁹²。

⁸⁷ 第 1 章 1-8 参照

⁸⁸ 原語は“mobilization”で直訳すると住民動員となるが、ここでは住民参加型活動として解釈した。

⁸⁹ 現地事務所は目的志向的に事業計画をするが、事務所の事業計画策定プロセスには現地政府や現地で活動している NGO が加わる。

⁹⁰ 小規模助成制度についての説明はガイドの p.13-14 を参照。契約定型については、ガイド Annex II p.32-33（別冊資料集）を参照されたい。

⁹¹ プロジェクトの様々なレベルの目的系図そして各活動に対して、各国事務所の予算を割り当てるシステム。事務所の目標達成状況とプロジェクトの進捗状況にあわせた資金消化率を、常にモニタリングすることができる。各フィールドオフィスに導入されており、カントリープログラムの予算割当入札・調達情報も含めてすべてオンラインで決済することができる。契約書も ProMS でほとんど自動的に作成され、申請

(4) ネットワーク団体

ユニセフNGO委員会（NGO Committee on UNICEF）⁹³は、国際NGO125 団体によるネットワークであり、選挙により選ばれたNGO 8 団体の代表を含む理事会によって運営されている。

この委員会はアドボカシーキャンペーンの実施、出版、国際的フォーラムへの参加など多様な活動を行う他、UNICEF 関連の国際会議などで NGO の口頭意見表明支援を行っている。ユニセフ NGO 委員会の業務は以下のとおりである。

- ・ NGO との協力関係を築き、コンサルタント業務を行うなどして NGO の連携やネットワークを促進する。
- ・ UNICEF と働くことで子どもの福祉や権利を促進する。
- ・ 子どもに関連した問題に対する UNICEF の政策やプログラムについて討議するフォーラムを設ける。
- ・ 子どもの権利の原則と実施のサポートを行う。

(5) NGO 支援に関する諸手続き

1) 申請・審査

UNICEF では NGO の申請資格を厳密に定義していないが、各国政府の公式 NGO 登録を得ていることは有利になる。UNICEF の Master Plan of Operations (MPO)の中に国別計画における NGO の役割について記載されているが、記載の元となっているチェックリストの具体的項目は以下のとおりである。

- ・ 過去に UNICEF との協力事業を実施したことがあるか？
- ・ その際の記録は UNICEF かその NGO で入手可能か？
- ・ UNICEF のスタッフがその NGO の事務所を訪れたことがあるか？

その他の条件として、NGOの組織目標、任務、価値観がUNICEFと一致すること、NGOの政策、活動、運営体制、会計の透明性が高いこと、NGOの理事会の構成や主な資金源が明確になっていること、NGOが外部監査を受け、会計の透明性が担保されていること、NGOが実施したプロジェクトの評価情報を入手できること、などが挙げられている。チェックリストを使ったNGOの審査はUNICEF内で一般的に使用されているが、UNICEFとNGOで共通の意思決定を行えないことから、UNICEF本部は現地事務所に対し、既存の評価やNGOが実施した自己評価を使用す

に必要なレポートなどの情報も確認できる。

⁹² UNICEF “Guidance for Collaboration with Non Governmental Organizations and Community Based Organizations in Country Programmes of Cooperation” 2002, p.8

⁹³ <http://www.ngosatunicef.org/>

ることを奨励している。またNGOによる自己評価は、評価活動自体が組織の能力向上につながることから、プログラム改善の見地から望ましいとされている。UNICEF本部は、各国事務所がNGOの自己評価を利用する場合の注意点を定めている⁹⁴。

事業申請の審査は、基本的に現地事務所が行うが、SSAを締結する場合には各国事務所内の契約検討委員会（Contracts Review Committee、CRC）の合意が必要となる。PCAの審査に関する厳密な規定はないが、各国現地事務所内に設置される5～6名からなる国別マネジメントチーム、担当者とモニタリング評価担当官を含む内部検討グループ（peer review group）もしくは契約検討委員会に委ねるという方法がある。

2) 支払い

SSAはコンサルタント契約に近い業務提携であるため、成果品ベースの支払いとなる。PCAは予算を消化するという考え方のため、NGOは概算払いを受けた上で領収書などの支出証票を提出して精算する。

PCAの支払いは3ヵ月毎の請求（と次段階の支出予測）をもとに支給される。第一回の支払いは契約締結後2週間以内に行なわれるが、二回目以降については支給希望の1ヵ月前に請求と支出予測を提出する必要がある⁹⁵。

PCAでは、プロジェクト経費⁹⁶とプロジェクト支援経費⁹⁷が対象となる。プロジェクト支援経費は、プロジェクト予算に含まれていれば、全体支援額の25%以内で2年を限度に拠出される。2年を超える場合は駐在代表への再申請と証拠書類の提出が必要になる。その他、NGOの本部管理費とスタッフ保険は積算ベースで申請することは可能である。また、輸入関税免除申請手続きが現地で滞った場合の支援は各国事務所が行う。

⁹⁴ 組織のアイデンティティ、妥当性、アカウンタビリティ、コミュニティへのサービス提供、アドボカシー活動、経営・運営システム、運営体制、組織カルチャー、リーダーシップ、人員を含めたリソース、が注意点として挙げられている。ただし、全てを満たす必要はなく、また国の状況によってはチェックリストに記載されていない条件を満たさなければならない場合もあり、現地事務所の条件設定は必ずしも同一ではない。

⁹⁵ UNICEF “Guidance for Collaboration with Non Governmental Organizations and Community Based Organizations in Country Programmes of Cooperation” 2002, p.26

⁹⁶ ワークショップ、トレーニング、プロジェクトに関連する旅費、実施者の給料や間接費、資材教材の開発、生産、及び配布、車両の購入費及び維持管理費、事業に直接的に必要なOA機材、レビュー・コンサルテーション・評価経費、事業に直接貢献した管理時間、プロジェクトの目的に直接貢献する通信費など、直接的な投入のことを指す。

⁹⁷ 事業立案・実施に関する経費、組織開発・計画・レビュー経費、会計や情報システムの管理などに関する経費、家賃・維持管理費・水道光熱費・通信費・一般的なおフィス機材など事業に関連する経費など、間接的な投入のことを指す。

申請から契約までに要する時間は各国事務所によって異なる。

車両購入に際しては駐在代表の許可が必要となる。車両などの固定資産は、UNICEFが所有しNGOに貸与する形になるため、車両賃貸契約をPCAの契約書に添付する必要がある。車両賃貸契約には、使用条件、保険、車両の維持管理の責任が明記されている。また賃貸契約終了後に車両の所有権がNGOに移されるかどうかは双方の合意によって決められる⁹⁸。

3) モニタリング

SSA と PCA のいずれについても、年次レビュー、中間レビュー、終了時レビューの他に中間評価及び終了時評価報告書が求められているが、各国事務所による委託先 NGO への正式なモニタリング評価は行なわれない。これは事業自体が UNICEF と NGO が共同で計画立案されたことにも深く関係している。

NGO による不正が発覚した場合には、NGO と UNICEF が共同責任を負うことが新たにPCAの第 26 条 (Clause 26) に追記された。これにあわせ、領収書の原本をNGOが保持しても良いことになったため、領収書が示す支払いにUNICEFの資金が充当されたことを証明し、また領収書の二重使用を防ぐために “Paid by Unicef” というスタンプが押される⁹⁹。

また、現地スタッフが抜き打ちで NGO のワークショップに参加するなどして、インフォーマルなモニタリングを行っている。UNICEF のスタッフが積極的にプロジェクトに関与するため、不正に対する自主的な制御が機能しているものと思われる。これは、UNICEF 事務所のモニタリング費用の軽減にもつながると同時に、UNICEF と NGO の関係強化に役立つという利点もある。

外部監査は NGO と UNICEF が双方で合意した上で実施される。

(6) その他

UNICEF では、NGO スタッフを UNICEF の嘱託として積極的に迎え入れており、人事交流は盛んに行われている。

この他、NGO との人事交流として、大規模 NGO との覚書 (Memorandum of Understanding、MOU) によるパートナーシップ制度と、緊急時待機合意による人材共有のための枠組みがある。

⁹⁸ UNICEF “Guidance for Collaboration with Non Governmental Organizations and Community Based Organizations in Country Programmes of Cooperation” 2002, p.26

⁹⁹ 同上、p.11 第 7 条

2-9 UNDP

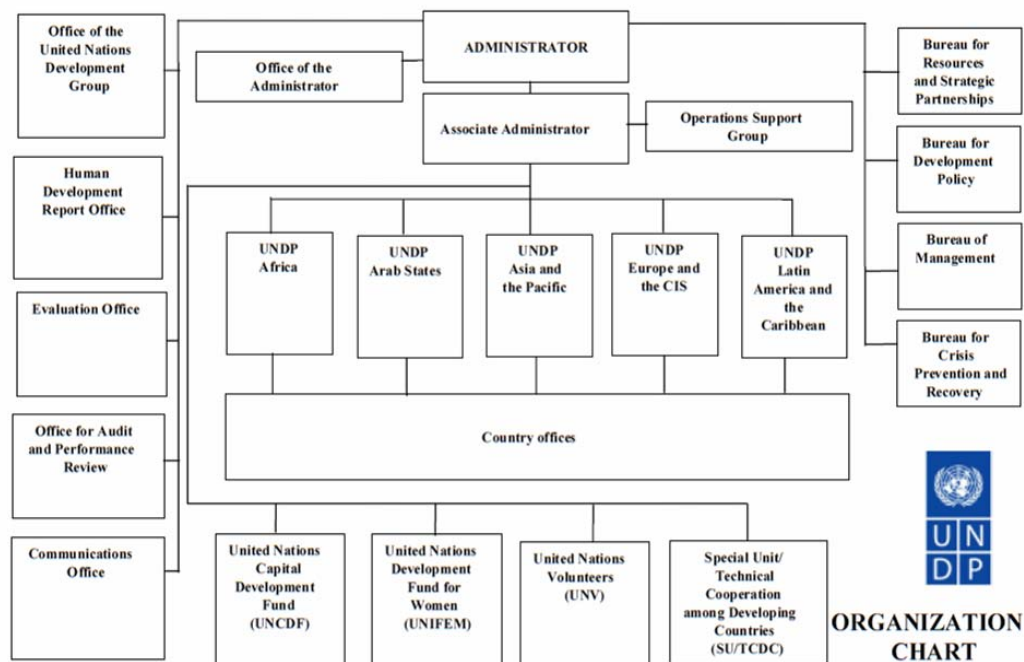
(1) 援助機関予算・支出に占める NGO 支援額の割合

UNDP により公表されている資料において、NGO 支援額は他の支出額と区別されておらず、UNDP の支出に占める NGO 支援額の割合は算出できない。

(2) 援助機関における NGO 支援の組織体制

UNDPの中で、資金・戦略的パートナーシップ局（Bureau for Resources and Strategic Partnerships、BRSP）の市民社会組織課（Civil Society Organization Unit）がNGO支援を担当している¹⁰⁰。

図 2-10 UNDP 組織図



DP/2003/28

出典：UNDP ホームページ

¹⁰⁰ UNDP では、日本で一般的に使用されている “NGO: Non-Governmental Organization” に近い概念として “CSO: Civil Society Organization”（市民社会組織）を使用している。両者の定義は異なるが、本報告書では、

NGOとの関わり方に関する方針は「UNDPと市民社会組織」(UNDP and Civil Society Organizations: A Policy of Engagement)¹⁰¹の中で明文化されている。具体的な手続きに関するマニュアル類も豊富であり、代表的なものとして「NGOによる事業実施とUNDPの手続き」(Policies and Procedures: Procedure for Programme Executioning by an NGO)¹⁰²、「市民社会組織とのパートナーシップ構築に関する資料集」(Sourcebook on Building Partnerships with Civil Society Organizations)¹⁰³がある。この他、「人間開発のパートナーシップ：UNDPと市民社会組織」(Partnerships in Human Development: UNDP and Civil Society Organizations)¹⁰⁴は、最近のUNDPと市民社会組織とのパートナーシップの事例を紹介している。

(3) NGO 支援スキーム

UNDPとNGOとの協働¹⁰⁵により実施される具体的な活動としては、情報公開に関する政策立案、国際社会に対するアドボカシー活動、NGOへの事業委託等が挙げられる。

NGOが利用できる制度として、①小規模助成ファシリティ (Small Grant Facilities)、②課題別信託基金 (Thematic Trust Funds)、③パートナーシップ・ファシリティ (Partnership Facility) の3つが挙げられる¹⁰⁶。①の小規模助成ファシリティは活動現場で中心的な役割を果たす途上国の地域社会組織 (Community-Based Organization) やNGO、②の課題別信託基金は途上国と先進国のNGO、パートナーシップ・ファシリティはどちらかという先進国NGOを対象としている¹⁰⁷。

3 制度の概要は以下のとおり。

①小規模助成ファシリティ (Small Grant Facilities)

開発政策局 (Bureau for Development Policy、BDP) が担当。地球環境ファシリティ (Global Environment Facility、GEF)¹⁰⁸、環境のための都市地域イニシアティブ (Local Urban Initiatives for the Environment、LIFE)、アフリカ 2000 (Africa 2000)、

用語の統一の観点から、便宜上、固有名詞を除いて全て“NGO”と表記する。

¹⁰¹ <http://www.undp.org/cso/policies/pdf/UNDPCSPolicy.pdf>

¹⁰² <http://www.undp.org/cso/policies/doc/PPEbyNGO.doc>

¹⁰³ <http://www.undp.org/cso/resource/documents/pdf/Sourcebook.pdf>

¹⁰⁴ <http://www.undp.org/cso/resource/partnershd.html>

¹⁰⁵ UNDP は、国際 NGO を業務委託先機関あるいは業務実施協力機関として扱っており、支援の対象とはみなしていない。

¹⁰⁶ <http://www.undp.org/cso/resource/documents/pdf/PartnershipsAtAGlance.pdf>

¹⁰⁷ NGO の申請資格に関する詳細は、

<http://sgp.undp.org/index.cfm?module=ActiveWeb&page=WebPage&s=EligibilityCriteria> を参照されたい。

¹⁰⁸ GEF の小規模助成プログラム (Small Grants Programme) に関する詳細は、<http://sgp.undp.org/> を参照されたい。なお、GEF におけるローカル NGO、国際 NGO 等の参加は、個々のプロジェクトレベルのみならず、GEF の政策面においても重要であるとされている (GEF ホームページ)

http://www.gefweb.org/Partners/partners-Nongovernmental_Organ/partners-nongovernmental_organ.html。

南アジア貧困緩和プログラム (South Asia Poverty Alleviation Programme) ¹⁰⁹など、1 件あたり 5 万ドルを供与上限とする比較的小規模な助成制度。

②課題別信託基金 (Thematic Trust Funds)

開発政策局 (BDP) が各地域局との連携し運営。このうち、NGO と関係するのは、貧困信託基金 (Poverty Trust Fund) 及びガバナンス信託基金 (Governance Trust Fund)。

貧困信託基金は、以下の 4 分野を支援する。

- ・ 貧困に関する目標設定とモニタリングのための能力強化
- ・ 参加型プロセス実施のための能力強化
- ・ 貧困削減に資する政策改革に関する助言と技術支援
- ・ 貧困削減のための試行と革新

ガバナンス信託基金は、以下の 6 分野の活動を支援する。

- ・ 立法府
- ・ 選挙制度・プロセス
- ・ 司法へのアクセスと人権
- ・ 情報へのアクセス
- ・ 地方分権化と地方レベルのガバナンス
- ・ 行政・公務員制度の改革

③パートナーシップ・ファシリティ (Partnership Facility)

資金・戦略的パートナーシップ局 (Bureau for Resources and Strategic Partnerships、BRSP) が担当。UNDP と NGO のパートナーシップ、あるいは NGO を含む多数の利害関係者によるパートナーシップに基づく革新的な活動を支援するために、UNDP 各国事務所に対して少額の助成金を迅速に拠出する。

UNDP は、途上国の NGO ネットワークへの支援を通じたローカル NGO 支援を先進国側の NGO に奨励しており、また途上国 NGO の能力強化を図る円卓会議やセミナーを開催している。2001 年には、貧困削減戦略文書 (Poverty Reduction Strategy Paper、PRSP) 策定に市民社会組織が貢献できるようなフォーラムや研修機会を 25 カ国で提供し、対話・参加型計画・予算編成・民主的ガバナンス等に関する研修を 22 カ国で実施した。

UNDP と NGO の関係は、UNDP が 2001 年に発行した政策文書 “UNDP and Civil Society Organizations: A Policy of Engagement” に定義されている。

¹⁰⁹ <http://www.undp.org/cso/areas/funds.html>

(4) ネットワーク団体

UNDPからの資金提供を受けるNGOのネットワーク団体は、特に存在しない¹¹⁰。

(5) NGO 支援に関する諸手続き

1) 申請・審査

申請手続きは、申請マニュアル（UNDP Procedures for Project Execution by a Non-governmental Organization）¹¹¹に定められている¹¹²。

NGOからの申請書を受領したUNDP現地事務所は、まずCSOマッピングでCSO/NGOの組織形態、活動目的を整理した情報に基づき、申請団体の資格審査を行う¹¹³。業務委託先の選定は、3 団体以上のNGOが参加する競争入札を経て行われる¹¹⁴。具体的な審査基準は、プログラム実施国でのNGOの法的地位（法人格等）、プロジェクト実施に際してUNDPが提示した必要条件をNGOが満たしていること、などが挙げられている。NGOの分析は、UNDP現地事務所と各地域に配置されている職員兼地域CSOフォーカルポイント市民社会組織委員（Sub-regional Resource Facilities and country office focal points）、NGO、他のパートナー（プロジェクトに関わる政府、ドナー）が共同で行う。この分析作業は、NGOとパートナーシップを形成するためのマニュアル（Sourcebook on Building Partnerships with Civil Society Organizations¹¹⁵）に記載されているチェックリストを参考に行われる。

¹¹⁰ 日本国内で、UNDP のパートナーとなるような NGO のネットワークとして、UNDP 東京事務所が JANIC とともに設立した「南の NGO ネットワーク」がある。このネットワークを通して途上国の NGO を支援しており、小規模無償を通して現地の“マイクロプロジェクト”を支援している。

¹¹¹ UNDP “UNDP Procedures for Project Execution by a Non-governmental Organization” 1997
<http://www.undp.org/cso/policies/doc/PPEbyNGO.doc>

¹¹² 同マニュアルは、報告の簡素化を含め、改訂が予定されている。

¹¹³ CSO マッピングとは、CSO（NGO）の多様性を鑑み、対象国・地域で活動を実施している CSO（NGO）に関する情報を、組織形態や活動目的などの観点から予め整理しておくことである。これにより、開発やガバナンスへの支援に関心を持つ組織が、NGO との共同を検討した場合、その長所と短所を把握できるなど有用な情報を入手することができる。例えば、組織形態に関しては、地域社会組織や協同組合などの「相互利益組織（Mutual Benefit Organization）」、開発・福祉 NGO や慈善団体など「社会的利益組織（Public Benefit Organization）」、そして個人的利益のために両者のいずれかを騙る仮面組織の 3 つに分類されている。CSO マッピングの詳細は、Sourcebook on Building Partnerships with Civil Society Organizations, Annex p.4 を参照。

¹¹⁴ Market-testing, short-listing を含むなど、選考過程は公正で透明であることが求められる。しかし、常駐代表が確固たる証拠に基づいて競争入札の必要がないと判断した場合に限り、競争入札を省略することができる。ある特定の NGO がプロジェクト実施に最も適していると確実な場合、あるいは他の NGO が関心を示さない場合には、UNDP 現地事務所は公開競争を放棄することができる。Local Programme Advisory Committee（LPAC）が申請書を検討し、当該 NGO が選定された理由を把握している場合は、契約委員会（Contracts Committee）を通した公式の免除申請を行なう必要はない。出典： Policies and Procedures
<http://www.undp.org/cso/policies/doc/PPEbyNGO.doc>

¹¹⁵ <http://www.undp.org/cso/resource/documents/pdf/Sourcebook.pdf>

NGOの申請事業の審査は、通常の事業審査と同様の標準査定・承認プロセス（standard appraisal and approval process）を経て行なわれる。そこでは、現地プログラム諮問委員会（Local Programme Advisory Committee、LPAC）¹¹⁶が申請案件を吟味した上で、案件承認の最終決定権者であるUNDP常駐代表に対し、NGOの指名について提案する。申請案件の対象が地球規模（global）、地域（regional）、地域間（interregional）など国レベルを超える場合は、地域局プログラム諮問委員会（Regional Bureau Programme Advisory Committee、BPAC）¹¹⁷を経由して承認される。選定された NGO は、UNDP と事業協力合意（Project Standard Agreement）を交わす。

2) 支払い

NGOに事業を委託する場合の支払いは、概算ベースの分割前払いに対して、四半期毎に提出する精算報告書¹¹⁸に基づいて現地通貨で精算する、という方法が取られる¹¹⁹。しかし、15万ドル以下の6ヵ月未満のプロジェクトの場合、全額概算払いされる場合もある¹²⁰。事業協力合意によれば、事業の初動資金と時期は交渉によるが初動資金は概算払いであることが多い。

NGO 委託スキームの管理費は、国連機関の標準管理費支援率である 10%を目処に支援するとしているが、基本的には見積りが根拠となり、委託の際の交渉によって決定される。

事業で購入される車両などの免税手続きは基本的にNGOが行うが、必要であればUNDPの常駐代表が支援することになっている。購入した固定資産はUNDPの所有資産とされ、委託事業終了後に返却、あるいは事業協力合意に従って譲渡・処分される¹²¹。委託事業終了後、残余資材等は2週間以内に、残余資金は2ヵ月以内に返納・返金することが事業協力合意に記載されている。

NGOが外部監査を受けることも事業協力合意中に明記されており、この費用は、雑費（予算項目 53）¹²²に含めることができる。モニタリング・監査・評価の支持

¹¹⁶ LPAC は、UNDP のプログラム活動の質を審査・検討するための委員会で、UNDP 常駐代表または常駐副代表が議長を務める。LPAC の構成員には、UNDP プログラム職員をはじめ、国連システム内の他機関及び支援を受けている現地機関の職員、NGO を含む市民社会その他の利害関係者や技術専門家などが含まれる。また、状況に応じてドナー機関も参加できる。

¹¹⁷ BPAC は、当該地域局長（regional bureau director）が主宰する。構成員には、地域局及び他局職員をはじめ、開発政策局、評価室、予算資金室（OBR）、途上国間技術協力（TCDC）、業務支援室（OSG）等の職員が含まれる。

¹¹⁸ UNDP “UNDP Procedures for Project Execution by a Non Governmental Organization” 1997, p.10

¹¹⁹ 同上、p.8

¹²⁰ 同上、p.9-10

¹²¹ Standard Project Cooperation Agreement, Art.7

¹²² 「予算項目 53：雑費」には郵便料金、通信費、臨時消耗品などが含まれる。

<http://www.un.org/esa/socdev/enable/spdproj1.htm> 参照。

はUNDPの常駐代表が行うが、本部もしくは外部委託により行われるケースもある。

3) モニタリング

年2回の会計報告が義務付けられている。また、年1回の外部監査が事業協力合意で規定されている。UNDP本部の内部・外部監査も実施されることがある。

(6) その他

UNDPは市民社会との連携を図ることを目的とした市民社会組織諮問委員会（Civil Society Organizations Advisory Committee to the Administrator）を、UNDP 総裁直属の諮問委員会を設置している。この諮問委員会（Advisory Committee）は2000年5月に設立され、先進国と途上国で市民活動を行う団体の代表者12名が委員（任期5年）として選出されている。委員会は総裁との協議を含む年1回、3日間にわたる協議を行う。委員会の下に課題別の小委員会があり、小委員会が実際の活動単位となっている。

表 2-1 NGO 支援額

	NGO への ODA 拠出金額	ODA 総額に対する NGO 協力実績の割合	NGO 支援額に占める自国 NGO に対する支援額の割合
米国	18 億 7569 万ドル (2002 年度) ¹²³	不明 USAID 支出額の 37.4%	97%
カナダ	2 億 2300 万ドル (2001 年度) ¹²⁴	7.8%	不明、ただし支援対象 NGO50 団体のうち 20 団体が自国 NGO (1996 年度)
英国	1 億 9100 万ポンド (2001/02 年度) ¹²⁵	不明 DFID 支出額の 6.5%	情報がないため不明
フランス	2950 万ドル (2002 年)	0.5%	情報がないため不明
ドイツ	4 億 2276 万ユーロ (2001 年)	11.0%	100%
スウェーデン	8億9560万クローネ (2002年)	8.2%	100%
EU	NGO 共同出資 : 1 億 3228 万ユーロ 現地支援プログラム : 300 万ユーロ (2002 年)	1.9%	NGO 共同出資の場合は 100%
UNICEF	本部に情報が集約さ れておらず不明	同左	同左
UNDP	NGO 支援額が他の支 出と区別できず不明	同左	同左

¹²³ USAID による支出額。¹²⁴ CIDA カナダパートナーシップ局による支出額。¹²⁵ DFID による支出額。

表 2-2 米国 開発援助における NGO 支援

NGO支援ガイドライン	A Resource Guide for Private Voluntary Organizations
NGO支援担当部署	USAID 米国民間ボランティア協力室(PVC)
政府のNGO支援スキーム	マッチング・グラント(2007年廃止予定) NGOセクター強化プログラム(NGO Sector Strengthening Program) 有能パートナー(Capable Partner) 海外運賃返済(Ocean Freight、Reimbursement Program) など
ネットワークNGOへの集中的支援	特になし。
小規模NGO向けの個別案件支援	なし。
他の援助機関とのマッチング・ファンド	可能。
プロジェクト・ベースでの支援スキーム	有り。 NGOセクター強化プログラム
支援対象NGO	国内NGO、現地NGOの両方可能
間接費等支援	可能。 間接費率(NICRA: Non-Indirect Cost Rate)の規定が有り、プロジェクト経費の間接比率分がNGO負担となる(平均25%)。
申請から契約(送金)までのプロセス	プロポーザル提出締切の30日以上前に公示。2名以上の審査員チームによって審査が行なわれる。 例外として5万ドル以下、1年未満の案件については競争入札の免除可。
申請から契約(送金)までに要する時間	ケースにより異なり、具体的な所要時間は不明。
資金支払い方法	前払い、清算払いとも可能。
事業終了後のチェック体制	1年以内に米国政府から3万ドル以上の案件を受注したNGOは、監査を受けることが義務付けられている。
申請団体の資格	米国の民間資本から資金提供を受けていること、非営利組織であることなど。
具体的審査基準	技術内容とコストの効果性・コストの現実性。ジェンダー面も考慮される。
審査過程における第三者・政府関与	審査は、構成メンバーの半数以上がUSAID職員である戦略目的チームによって行われる。政府やUSAID内の専門家が関与する場合もある。
固定資産購入に関する規定	基本的にはレンタル。処分についての規定有り。
不正が発覚した場合の措置・防止措置	特に定めなし。
アカウントビリティ・外部監査など	会計監査報告書が出来上がってから30日後、ないしは会計監査期間終了後の9ヵ月後までに、会計監査報告書の提出が義務づけられている。
組織強化支援の有無・内容	以前はUSAIDからの支援でPactが実施していたが、既に廃止。
政府とNGOの対話・諮問委員会	ボランティア海外支援諮問委員会

表 2-3 カナダ 開発援助における NGO 支援

NGO支援ガイドライン	Guide to the NGO Project Facility
NGO支援担当部署	CIDAカナダパートナーシップ局 (CPB) NGO部。
政府のNGO支援スキーム	NGOプロジェクト資金 (NPF) NGOプログラム助成
ネットワークNGOへの集中的支援	特に行われていない。
小規模NGO向けの個別案件支援	有り。 NGOプロジェクト資金 (NPF)
他の援助機関とのマッチング・ファンド	可能。
プロジェクト・ベースでの支援スキーム	有り。 NGOプロジェクト資金 (NPF)
支援対象NGO	国内NGO
間接費等支援	NPFでは、カナダ本部の運営費 (全体の15%) の3分の1以上がNGOによってカバーされる場合、CIDAは残り3分の2の拠出が可能。
申請から契約(送金)までのプロセス	NPFの申請は、NPFアドバイザリー委員会 によって一次審査が行われ、NGO資金課から在外公館やCIDAの二国間プログラム局へ照会される。CIDAのセクター、その他技術の専門家に照会することもある。
申請から契約(送金)までに要する時間	8～12週間程度と予想される。
資金支払い方法	支払いは、NGOが提出する現金流入出予測 (cash flow projection) に基づいて分割で行われる。
事業終了後のチェック体制	団体の会計年度終了後3ヵ月以内に、監査済みの年間財務報告書を提出。
申請団体の資格	途上国カウンターパートの能力強化につながること、事業そのものが持続的な開発とジェンダー平等に貢献すること、など。
具体的審査基準	CIDAの優先事項やCPBの目的に合致していること、背景分析、提案されている活動の必要性、貧困削減の重視、パートナーの能力構築、など。
審査過程における第三者(あるいは政府)の関与度	NPFの申請はNPFアドバイザリー委員会 によって一次審査が行われ、NGO資金課から在外公館やCIDAの二国間プログラム局へ照会される。CIDAのセクター、その他技術の専門家にも照会することもある。
固定資産購入に関する規定	特に定められていない。購入に関する根拠の提示を求められている。
不正が発覚した場合の措置・防止措置	契約監理課によるモニタリング、組織内連絡の徹底、調査と文書化、不正委員会の設立と召集。
アカウンタビリティ・外部監査など	年次監査報告書の提出のほか、要請に応じて財務報告、財務会計の検査・取調べを許可することを規定。
組織強化支援の有無・内容	カナダNGOの組織強化支援策はなし。ローカルNGOの組織強化を重視。
政府とNGOの対話・諮問委員会	国際協力NGOのネットワーク団体として、カナダ国際協力協議会 (Canadian Council for International Cooperation 、CCIC) がある。

表 2-4 英国 開発援助における NGO 支援

NGO支援ガイドライン	The Civil Society Challenge Fund Guidelines For Applicants
NGO支援担当部署	DFID 市民社会局(CSD)
政府のNGO支援スキーム	市民社会チャレンジファンド(CSCF)、パートナーシップ・プログラム契約(PPA)、共同資金供給スキーム(2004年に中止予定)、国別プログラム
ネットワークNGOへの集中的支援	なし。
小規模NGOによる個別案件支援	なし。
他の援助機関とのマッチング・ファンド	可能。
プロジェクト・ベースでの支援スキーム	CSCF、国別プログラム。
支援対象NGO	国内NGO
間接費等支援	CSCF:補助金総額の8%まで管理費支援として利用可能。 PPA:管理費支援の規定なし。
申請から契約(送金)までのプロセス、 審査方法、契約内容	CSCF:コンセプト・ノートの承認後、18ヵ月以内にプロポーザルを提出(7月末締切)。1月に審議され、4月に資金提供。 PPA:関心表明の送付(1月)、プロポーザルを提出(5月)、審査と交渉(8月)
申請から契約(送金)までに要する時間	CSCF:プロポーザル提出から資金提供まで約9ヵ月。 PPA:関心表明提出から審査・交渉まで約8ヵ月。
資金支払い方法	数回に分けて支払い。
事業終了後のチェック体制	CSCF:プロジェクト終了後4ヵ月以内に終了報告書を提出。10万ポンド以上の場合、プロジェクト終了後6ヵ月以内に評価実施の義務有り。 PPA:年1回、報告書提出。
申請団体の資格	CSCF:貧困撲滅というDFIDの目標を共有するイギリス国内のNGO。 PPAs: イギリスのNGO優先だが、国際NGOについても考慮の対象。
具体的審査基準	CSCF:ローカルNGOとのパートナーシップ、業務実施に必要な技術と経験、プロジェクト管理能力。 PPA:活動方針と内容、ローカルNGOとのパートナーシップ、過去3年間で75万ポンド以上のファンディング実績があること。
審査過程における第三者(あるいは政府)の関与度	内外の専門家の助言のもとでプロポーザルを審査。プロポーザルに対する意見はプロジェクトに関連する国の関係省庁にも求める。CSCF委員会が決定。
固定資産購入に関する規定	土地、建物などの購入は不可。
不正が発覚した場合の措置・防止措置	特に定めなし。
アカウントビリティ・外部監査など	CSCF:年次報告書、業務終了報告書、評価報告書の提出義務。 PPA:年次報告書の提出義務。
組織強化支援の有無・内容	ネットワーク団体のBONDが実施。
政府とNGOの対話・諮問委員会	ネットワーク団体のBOND、BOAGが定期的に政府と対話。

表 2-5 フランス 開発援助における NGO 支援

NGO支援ガイドライン	なし。
NGO支援担当部署	国際協力開発局(DGCID)NGO支援室(MCNG)。
政府のNGO支援スキーム	共同出資とボランティア支援
ネットワークNGOへの集中的支援	有り。優先プログラム・共同プログラムの支援
小規模NGOによる個別案件支援	有り。
他の援助機関とのマッチング・ファンド	なし。
プロジェクト・ベースでの支援スキーム	有り。
支援対象NGO	国内NGOが中心。
間接費等支援	可能。本部管理費は支援対象経費・管理費合計の10%以下。
申請から契約(送金)までのプロセス、 審査方法、契約内容	OE局が中心に審査するが、大使館や地域局、分野局の意見も取り入れる。NGOネットワークのオブザーバー有り。 申請は、年4回開催される外務省内に位置する運営委員会 で審査される。申請の締切りは、同委員会開催の2～3ヵ月前に設定される。
申請から契約(送金)までに要する時間	4ヵ月以上。
資金支払い方法	一年契約の場合、優先地域以外への資金は一括払い。優先地域への資金はまず70%が、後30%が支払われる。数年間契約の場合、1年目分は一度に支払われ、2年目以降は後支払い申請を行う。
事業終了後のチェック体制	評価はMAEもしくはNGOのF3Eが実施。
申請団体の資格	3年以上のNGO活動が証明可能なこと。
具体的審査基準	総会・理事会が定期的に開催されていること、活動の実施状況と今後の予算計画が存在することを証明できること。
審査過程における第三者(あるいは政府)の関与度	DGCID下の部署、在外仏大使館の意見も取り入れる。特例として、Fonjepに2つの開発教育プログラム、ボランティア支援スキームの審査を外部委託。
固定資産購入に関する規定	情報なく、不明。
不正が発覚した場合の措置・防止措置	中間・最終報告書の提出をもって支払いがあるため、支払いの停止がされると考えられる。
アカウンタビリティ・外部監査など	会計報告を含む中間・最終報告書の提出が義務。
組織強化支援の有無・内容	情報なく、不明。
政府とNGOの対話・諮問委員会	フランス外務省とNGOにより構成される開発協力委員会 (Commission Cooperation Developpement、CCD)、国立人権諮問委員会

表 2-6 ドイツ 開発援助における NGO 支援

NGO 支援ガイドライン	私設 NGO については、資金申請書類を取りまとめる Bengo のホームページに掲載。
NGO 支援担当部署	ドイツ連邦経済協力開発局 (BMZ)、中央管理・市民社会協力総局、開発援助市民社会協力局 - 市民社会・教育・政府系組織・社会構造支援部：教会系 NGO、政党系 NGO、社会構造系 NGO を担当 - 私設団体開発業務部：私設 NGO を担当
政府の NGO 支援スキーム	私設 NGO の無償資金については、予算内 (原則として、初めて資金提供を受ける場合は、小規模案件で 3 万 7 500 ユーロ、そのほかすべての場合は 50 万ドルを上限) かつ 4 年未満の案件を対象。
ネットワーク NGO への集中的支援	有り。
小規模 NGO による個別案件支援	小規模 NGO を対象にしたものはないが、排除してもいない。ただし現実には、大半が大規模 NGO に集中。
他の援助機関とのマッチング・ファンド	有り。
プロジェクト・ベースでの支援スキーム	有り。
支援対象 NGO	国内 NGO
間接費等支援	運営費は 4%、雑費 (外貨交換率) は 3.5% を上限に支援。
申請から契約 (送金) までのプロセス、審査方法、契約内容	ネットワーク団体の Bengo が、申請書の取りまとめと事前スクリーニングを行う。
申請から契約 (送金) までに要する時間	教会系 NGO: 4 週間、私設 NGO: 2 ～ 3 ヶ月 (BMZ 内部での審査にかかる所要時間)
資金支払い方法	分割払い。ただし支払い回数・率についての情報は得られず不明。
事業終了後のチェック体制	BMZ 内に監査・評価専門の外部監査部が設けられている。BMZ は外部コンサルタントのデータベースを持ち、監査・評価を委託している。
申請団体の資格	特になし。ただし各コミュニティで登録した NGO であること。
具体的審査基準	技術的審査、見積もり審査。
審査過程における第三者 (あるいは政府) の関与度	私設 NGO の場合は Bengo が一括して申請を取りまとめ、審査。
固定資産購入に関する規定	土地購入、建設費はグラントを認める。資機材購入、運搬費も認めるが、原則現地調達。
不正が発覚した場合の措置・防止措置	なし。
アカウンタビリティ・外部監査など	年次報告書、案件終了後の報告 (会計報告を含む)。
組織強化支援の有無・内容	特になし。
政府と NGO の対話・諮問委員会	教会系 NGO とは年 3 ～ 4 回会合を持っている。

表 2-7 スウェーデン 開発援助における NGO 支援

NGO支援ガイドライン	General Conditions for Sida's Grants to Swedish Non-governmental Organisation
NGO支援担当部署	SIDA NGO、人道援助、紛争管理局 NGO担当部
政府のNGO支援スキームについて	ネットワーク団体を通じた資金拠出。
ネットワークNGOへの集中的支援	SidaとFramework Agreementを交わした14のパートナー組織。
小規模NGOによる個別案件支援	パートナー組織を通じた資金援助。
他の援助機関とのマッチング・ファンド	情報なく、不明。
プロジェクト・ベースでの支援スキーム	有り。
支援対象NGO	国内NGO
間接費等支援	物品・サービスは現地調達を優先とする。管理費支援はアンブレラ組織が9.5%、その他のフレーム組織が8%を上限として支援が可能。
申請から契約(送金)までのプロセス	10月15日:Sidaへの申請〆切 12月15日:SidaからNGOへの結果通知
申請から契約(送金)までに要する時間	Sidaへの申請書類提出から認可までは2ヵ月間(10月15日～12月15日)。アンブレラ組織がその前に申請書類の審査を行う。
資金支払い方法	情報なく、不明。
事業終了後のチェック体制	情報なく、不明。
申請団体の資格	枠組み組織の場合は枠組み合意を交わしていることが条件。また各案件20%は当該NGOが費用を負担すること。
具体的審査基準	(1)技術的審査基準(案件実施の必要性、目標、活動内容) (2)見積もり審査
審査過程における第三者(あるいは政府)の関与度	NGOの申請書類は、Sidaに提出される前にアンブレラ組織がとりまとめを行う。
固定資産購入に関する規定	原則的に土地や建設用地の購入は不可。建造物、車両などの資本設備は、それ自体が案件の最終目標にならない限り可。
NGOによる不正が発覚した場合の措置・根拠・未然防止措置	アンブレラ組織は法的効力を持つ枠組みを交わしており、会員NGOについても責任を負う。
アカウンタビリティ・外部監査など	外部監査有(5年ごと)。毎年年度始めから5ヵ月以内に(4～5月)年次報告書を提出する。
組織強化支援の有無・内容	Sida Civil Society CentreがNGOを対象とした研修を実施。
政府とNGOの対話・諮問委員会	人材交流は特になし。

表 2-8 EU 開発援助における NGO 支援

NGO支援ガイドライン	Financial Regulationがこれに準じる。
NGO支援担当部署	開発総局が政策面を担当、欧州援助協力局が実務面を担当
政府のNGO支援スキームについて	B7-6000 (Co-financing of NGOs) B7-6002 (Decentralized Cooperation)
ネットワークNGOへの集中的支援	規模を問わずあらゆるNGOに開かれている。
小規模NGOによる個別案件支援	有り。
他の援助機関とのマッチング・ファンド	情報なく、不明。
プロジェクト・ベースでの支援スキーム	有り。
支援対象NGO	B7-6000:EU諸国のNGOのみ B7-6002:EU諸国以外のNGO、地方政府なども対象
間接費等支援	B7-6002:運営管理費は直接費の6%、雑費は5%を上限とする。
申請から契約(送金)までのプロセス、 審査方法、契約内容	年間ベースの公示制 (B7-6000)
申請から契約(送金)までに要する時間	約8～9ヵ月
資金支払い方法	ユーロで分割払い(各支払い率は契約書によって違うが、最初の段階で最大80%の支払いが可能。)
事業終了後のチェック体制	情報なく、不明。
申請団体の資格	各公示内容に条件などが記載されている。
具体的審査基準	プロジェクトの内容、手法、効率性、合理性、妥当性を見る。
審査過程における第三者(あるいは政府)の関与度	外部評価者と同時に、地域局、セクター局、在外公館にも申請書類の審査を依頼し、それぞれの評価を総合する。
固定資産購入に関する規定	情報なく、不明。
NGOによる不正が発覚した場合の措置・根拠・未然防止措置	情報なく、不明。
アカウンタビリティ・外部監査など	外部監査有り。
組織強化支援の有無・内容	情報なく、不明。
政府とNGOの対話・諮問委員会	幹部レベル(開発・人道援助担当委員)との協議、事務方レベル(より具体的な問題について担当者レベルで協議)が行われている。

表 2-9 UNICEF 開発援助における NGO 支援

NGO 支援ガイドライン	Guidance for Collaboration with Non Governmental Organizations and Community Based Organizations in Country Programmes of Cooperation
NGO 支援担当部署	なし。
政府の NGO 支援スキームについて	支援ではなく、パートナーや以下のような業務委託契約を行う。 ・ 組織的サービス契約 (SSA) ・ 事業協力契約 (PCA) ・ NGO や CBO に対する小規模資金援助
ネットワーク NGO への集中的支援	有り。
小規模 NGO による個別案件支援	有り。
他の援助機関とのマッチング・ファンド	情報なく、不明。
プロジェクト・ベースでの支援スキーム	情報なく、不明。
支援対象 NGO	SSA、PCA は国際 NGO が多いが、小規模資金援助の対象は現地 NGO
間接費等支援	プロジェクト支援経費はプロジェクト予算に含まれていれば、全体支援額の 25% 以内、2 年を限度に支援される。
申請から契約 (送金) までのプロセス、審査方法、契約内容	申請の審査は基本的に現地事務所が行う。SSA 契約では契約検討委員会の合意が必要となる。PCA 契約では、国別マネジメントチーム、担当者とモニタリング評価担当官を含む内部検討グループもしくは契約検討委員会に委ねることもある。
申請から契約 (送金) までに要する時間	各国事務所によって異なり、具体的な日数・時間は本部で把握されていない。
資金支払い方法	3 ヶ月毎請求と支出予測をもとに支給。第一回は契約締結後 2 週間以内。2 回目以降は支給希望の 1 ヶ月前に請求と支出予測を提出。
事業終了後のチェック体制	正式なモニタリング評価は実施されていない。
申請団体の資格	必要な資格はなし。プログラム企画立案、マネジメント力があること。
具体的審査基準	サンプルチェックリスト有り。NGO による自己アセスメントの結果も取り入れる。
審査過程における第三者 (あるいは政府) の関与度	なし。
固定資産購入に関する規定	車両購入は駐在代表の許可が必要。はじめに許可されなければ車両ローン契約 (定型有り) を契約書につける必要がある。
NGO による不正が発覚した場合の措置・根拠・未然防止措置	NGO と UNICEF が共同責任を負う。
アカウンタビリティ・外部監査など	外部監査は NGO とユニセフが双方で合意した上で実施。
組織強化支援の有無・内容	なし。
政府と NGO の対話・諮問委員会	大手 NGO との MOU によるパートナーシップ、Stand-by Agreements によるスタッフシェアリングのための枠組み有り。

表 2-10 UNDP 開発援助における NGO 支援

NGO支援ガイドライン	UNDP and Civil Society Organizations: A Policy of Engagement (2001)
NGO支援担当部署	資金・戦略的パートナーシップ局(BRSP) 市民生活課
政府のNGO支援スキーム	小規模助成ファシリティ 課題別信託基金 パートナーシップ・ファシリティ
ネットワークNGOへの集中的支援	有り。ローカルNGO支援のため。
小規模NGO向けの個別案件支援	有り。
他の援助機関とのマッチング・ファンド	該当せず
プロジェクト・ベースでの支援スキーム	有り。
支援対象NGO	両方可能。現地NGOに比重。
間接費等支援	NGO委託スキームの管理費は、国連機関の標準管理費支援率である10%を目処に支援するとしているが、基本的には見積りが根拠となり、委託の際の交渉によって決定される。
申請から契約(送金)までのプロセス	業務委託の場合、政府とUNDP間でプロジェクト技術協力契約を締結する必要有り。少なくとも3NGO間の競争入札後、入札NGOにはプロジェクト・ドキュメントを含むこの契約のコピーが渡される。競争入札は駐在代表が証拠に基づき必要ないと判断した場合、省略可能。
申請から契約(送金)までに要する時間	ケースにより異なり、不明。
資金支払い方法	送金は年4回、報告申請による概算払い。UNDP駐在代表の許可が有り、15万ドル以下6ヵ月未満プロジェクトの場合、全額仮払い可能。
事業終了後のチェック体制	年2回会計報告が行われる。
申請団体の資格	現地事務所のCSOマッピングに基づく。UNDP事務所は予めCSOマッピングという活動を通してCSO/NGOの組織形態、活動目的を把握していなければならない。
具体的審査基準	プログラム実施国でのNGO法人格、UNDPが提示した必要条件を満たしていること。
審査過程における第三者・政府関与	現地プログラム諮問委員会(LPAC)に照会。案件承認の最終決定権者であるUNDP常駐代表に対し、NGOの指名について提案する。
固定資産購入に関する規定	有り。基本的にはUNDPの所有。譲渡する場合はUNDPと相談。
不正が発覚した場合の措置・防止措置	個々のケースによる。
アカウンタビリティ・外部監査など	外部監査有り。外部監査はプロジェクト協力契約で規定されている。本部の内部、外部監査が実施されることもある。各種報告はUNDP駐在代表へ送られる。
組織強化支援の有無・内容	UNDP事務所はNGOが自らのミッションと業務効率と効果について考え、経験を交流させられるような円卓会議やセミナーを開催している。
政府とNGOの対話・諮問委員会	諮問委員会としてUNDP-CSOアドバイザー委員会がある。